

令和4年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和4年9月7日（水） 午前9時26分開会

◎出席議員（12名）

1番	神細工 宗宏 君	7番	菅 森 照雄 君
2番	清 水 登久子 君	8番	富 永 勉 君
3番	近 藤 勇 君	9番	川 添 武史 君
4番	木 下 茂樹 君	10番	山 口 久男 君
5番	川 岸 真喜 君	11番	大 橋 富造 君
6番	竹 内 薫 君	12番	松 居 亘 君

◎欠席議員（0名）

な し

◎説明のために出席した者の職氏名

町 長	久 保 久良 君	福祉保健課長	林 優子 君
副 町 長	小 菅 俊二 君	産業環境課長	飯 尾 俊一 君
教 育 長	山 中 健一 君	地域整備課長	藤 本 一之 君
会 計 管 理 者	奥 川 明子 君	学校教育課長	吉 田 克 君
企 画 課 長	野 村 博 君	教育総務課長	本 多 正浩 君
総 務 課 長	石 田 年幸 君	生涯学習課長	大 岡 まゆみ 君
税 務 住 民 課 長	岡 田 伊久人 君	監 査 委 員	寺 西 久和 君

◎議会事務局

事 務 局 長 夏 原 伸 幸 書 記 渡 邊 美 和

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 一般質問

(開会 午前 9時26分)

○議長(松居亘君) ただ今から、令和4年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願ひいたします。
お諮りします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症の対応として、通告順の5人までの一般質問にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長(松居亘君) 異議なしと認めます。

よって、本日の会議は5人の議員の一般質問とすることに決定しました。

(開議 午前 9時26分)

○議長(松居亘君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(松居亘君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(松居亘君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。
それでは、通告書の順番に発言を許します。

最初に、1番、神細工宗宏議員の質問を許します。

1番、神細工宗宏議員。

〔1番議員 神細工宗宏君 登壇〕

○1番(神細工宗宏君) 議席番号1番、神細工です。議長の許可を頂きましたので、通告書に従いまして質問をさせていただきます。

質問に入る前に、コロナの第7波が当町でも1日20名を超える感染者が確認される状態が続いていますが、適切な保育園、幼稚園、小中学校の学年閉鎖や適切なPCR検査を実施していただき、感染を最小限に食い止めていただいている教育委員会や福祉保健課対策本部の皆さんにお礼を申し上げます。また、川相大杉間の側溝蓋の工事におきまして、未施工の見逃し部分9mがありましたが、本工事の計測が終わった段階でしたが、見逃し部分の追加工事を依頼した結果、今年の工事に含めていただき、念願の川相大杉間の全ての側溝蓋工事が完成した件と、川相が8月7日の道路愛護活動の美化活動

時に問題となった大滝小学校前の支障木が道路に覆いかぶさり、上から下りてくる車がそれを除けるために右折車線にはみ出し通行に危険な状態を報告すると、湖東土木事務所への迅速な要望をしていただき8月中に伐採をしていただきました。また、昨年、一般質問で犬上川の南谷の浚渫要望をした後に、課長とともに湖東土木事務所に陳情に行かせていただき、そのときにも良い返事を頂いたのですが、昨日確認していただいたところ、浚渫業者の入札の段階まで進んでいるということで大変うれしく思うとともに、地域整備課の職員の皆さんに感謝し、一般質問に入らせていただきます。

質問1番目、町道202号線「霜ヶ原富之尾線」の整備について。

町道202号線霜ヶ原と富之尾を結ぶ2級町道ですが、全長約2.1kmの富之尾側の約900mが未舗装のままになっています。この町道は、202号線の全線舗装が完了すると、この町道を利用することで、1番目、霜ヶ原の起点から富之尾大橋までの走行距離は3.1km、2番目に県道226号線を利用し川相を経由して富之尾大橋まで行くと4.7kmで1.6kmの差があります。3つ目に、国道306号線を利用して小森池線経由で富之尾大橋まで行きますと5.1kmと2kmの差があります。そのため、全面舗装が完了すれば、災害発生時の迂回路として機能を発揮できるとともに、霜ヶ原地域や上流の佐目・南後谷・大君ヶ畑の方にもメリットが出てきます。佐目・南後谷・大君ヶ畑の方が、国道306号線から霜ヶ原に入り、県道226号線を経由で町道202号線を利用して富之尾大橋まででは距離は500mしか短縮できませんが、行き帰りの梨ノ木峠を上ることへの燃費の問題や環境面を考えると、CO₂排出にも関係する問題です。今話題のSDGsの観点からも、小さなことですが、積み重ねると大きな効果となります。

ノート、ヴィッツなど、コンパクトカーが1km走行するのに155gのCO₂を排出するとのデータがあります。霜ヶ原の方が年間220日の通勤で町道202号線を利用して往復4kmの短縮ができた場合、年間136.4kmのCO₂の削減がされます。また、ガソリンの節約は年間58.7ℓとなります。136.4kgのCO₂の量をなかなかイメージできませんが、杉の木1本が1年間に吸収する量が約14kgです。よって、杉の木約10本が1年間に吸収する量に相当します。余計にイメージしにくくなりましたが、多賀町の森林の貢献度を知っていただくためにあえて杉の木を対象にいたしました。比較的分かりやすい自動販売機で例えると136日分の稼働電力となり、人間1人が136日間に吐き出すCO₂の量に相当します。

町道の整備は、利便性や単なる災害発生時の迂回路や時間短縮だけでなく、今後は地球温暖化の防止のためにも貢献するということから、以下の質問をいたします。

1番目、この町道はいつから町道への改修が始まり、いつから現状の状態に停滞しているのか。

2つ目に、なぜ完全舗装をしないのか、またできない理由はあるのか。

3つ目に、今まで町道を検討するときに、利便性以外に環境を意識して考えたことは

あるかどうか、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 神細工議員の町道202号線「霜ヶ原富之尾線」の整備についてのご質問にお答えをいたします。

1つ目の、この町道はいつから改修が始まり、いつから現状の状態で停滞しているのかにつきましては、平成11年度より工事に着手しておりまして、平成16年度までの工事を終えた段階で、平成17年度以降は休止となっております。

2つ目の、事業が完了していない理由があるのかにつきましては、平成25年6月および9月議会におきまして、深田治夫議員からの一般質問に対する答弁の中で経緯を説明させていただいておりますが、事業区間が壺地先に差しかかりまして、用地への協力が得られないことから事業休止の要望が出されておりました。その後、町外業者による大規模な不法投棄や油の流出事件によりまして、道路整備が完了することによる不安から、富之尾区側では事業再開の要望は出ておりません。さらに、平成9年度から事業説明を始めておりました町道小森池線の整備事業が平成16年度から工事に着手したことについても、町・地元集落ともに関係しているものと考えております。

3つ目の、これまで道路整備計画におきまして環境を意識した考えの有無はにつきましては、先ほど申しました町道小森池線の整備事業のように、町が事業計画を立て、地元集落や企業に協力を求める規模の大きな事業についてになります。事業費規模が大きくなり、補助金や交付金を受けて事業を執行いたしますので、事業採択を受ける過程において経済性ととも動植物の生態系への配慮は必要となります。ただ、道路整備により利用する車両が増え、事業に係る費用以上に経済の発展や地域振興により得られる効果が上回ることで事業の目的としており、そのことが結果的に温室ガスの排出量や化石燃料の消費削減につながることもあるかと思いますが、それらが優先されるものではないと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。平成11年から平成16年までの間、工事をして、平成17年以降停滞しているというお話でした。舗装ができない理由としては、土地所有者に協力していただけない、あるいは産業廃棄物による汚染等、そのような問題があるということと、道路を造る上で経済の方を優先されるというのは理解できるところでございます。この問題に対して、私の考え、要望を少し述べさせていただきます。

私は、一度決めた事業は明らかな判断ミスや重篤な欠陥がない限り、最後まで行うことが行政の仕事だと思います。工事を行う上でいろいろな問題が出てくることは仕方がないことだと思います。しかし、その問題を1つずつ解決しながら進めるのが行政の仕

事だと思えます。このような問題のある箇所を置き去りにせず、後世に残すべきではないと私は思っています。少しずつでも問題を潰しながら前に進められる多賀町であってほしいというのが私の考えと要望です。

これをもちまして、一般質問の1問目の質問は終了いたします。

質問の2番目、避難所、特に体育館の環境について。

現在、多賀町の震災時拠点避難所は11か所で、主に町施設のグラウンドや駐車場となっています。また、風水害の拠点避難所も11か所で、震災時の避難所の屋内となっています。その中で、6か所が体育館、多賀小学校、大滝小学校、多賀中学校、B&G、滝の宮、大君ヶ畑となっています。体育館を避難所で使用した場合、今まで他府県で起こった大災害時の体育館避難者の約3割の方が、「空調設備がなかったことが大変つらかった」と声が挙がっています。

そこで、今、体育館という大きな空間での空調を取り入れる市町村が増えています。これからの台風シーズンだけでなく、最近では昨年にも線状降水帯が多賀町でも発生しました。風水害の拠点避難所のうち6か所が体育館となっている現状を踏まえ、猛暑、豪雨の中で避難所の在り方をもう一度考え直す必要があると考えます。避難者が避難先で熱中症などにより倒れるようなことがあってはならないことです。特に、高齢者や乳児、幼児の場合には命に関わる危険性もあります。全国でガスによる冷暖房、非常時の電気などの採用実績が増えています。今、ガス組合からも町に対して提案が出ていると思えます。最近では2017年に箕面市が、全20小学校の体育館にGHP（非常電源発電機）を導入しています。

GHPとは、ガスヒートポンプエアコンの略で、室外機のコンプレッサーをガスエンジンで駆動しヒートポンプによって冷暖房を行う空調システムです。GHPのエンジンを動かすために使用したガスの廃熱を利用するため、暖房では霜取り運転をする必要はほぼなく、電気式よりもパワフルでスピーディに暖房することができます。消費電力が電気のヒートポンプに比べ約10分の1となることから、契約電力に大きな余裕が生まれ、割引ガス料金制度もあるため、ランニングコストを大幅に節約でき、省エネ、省コストで年間を通じて快適な空間を創造すると言われています。

2018年には、大阪府全域で大きな被害をもたらした台風21号の経験を踏まえ、泉佐野市が2020年に3年計画で18校の導入を始めたほか、貝塚市、高石市などでも普及が進んでいます。18年から21年実績で、全国で1,717件の設置実績があります。全国各地でも普及が進んでいて、体育館だけでなく施設全体をGHPで賄っている施設も少なくない状況です。また、夏場の電力供給不足を解消する役割も持っています。補助金も、避難所では2分の1上限1,000万円までの補助が受けられます。

それらを踏まえ、以下の質問をいたします。

1つ目、多賀町の避難所で導入計画の検討の有無は。もし多賀町でいち早く導入をすれば、滋賀県で初めてとなります。多賀町の環境や災害への対策のアピールにもつなが

ると思いますが、いかがでしょうか。

2つ目です。多賀町の避難所に設置した場合の3施設の見積りが出ていると思いますが、それぞれの見積金額をお教えてください。よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） ご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、多賀町の防災計画では地震と風水害では異なりますけれども、避難所の多くは学校グラウンドや校舎、体育館と定めております。その中でも、ご質問の体育館への避難につきましては、昨年8月のお盆のときの大雨の際に、B&Gの体育館へも避難がされたところで、この避難生活のための環境整備については必要性を認識しているところでございます。

このような状況も考慮され、先般、ガス組合の方が来庁され、町長へご提案がなされたところでございまして、ガス組合の方からの提案でございますので、プロパンガスを使用したGHP（ガスヒートポンプエアコン）のご提案であったかと思っております。天井の高い広い空間であります体育館への冷暖房の設置ですので、大きな費用と維持管理費が伴うことは容易に想像が付きましますし、またその方法もいろいろな方法があり、今後も多方面で技術開発が進められるものと思っております。

このようなことから、現時点において、ガスヒートポンプエアコン、GHPの評価をこの場で行うのは適切ではないと思われましますので、答弁は控えさせていただきますが、現在、多賀町におきましても、プロパンガスを使用した冷暖房や暖房機器を用いた空調設備は設置をしております。多賀小学校、大滝小学校では暖房に使用しておりますし、ふれあいの郷、多賀ささゆり保育園、大滝たきのみやこども園では冷暖房としてガスヒートポンプエアコンを使用しております。

1つ目のご質問の導入計画についてでございますけれども、これはGHPの導入計画というよりも、体育館への空調設備の整備計画についてお答えをいたしますと、現時点では体育館への空調設備の導入計画は持っておりません。普段子どもたちが使用している体育館ですので、近年の夏場猛暑を考えますと、当然、空調設備が設置されている方が良いと思われましますし、学校現場からも賛同されるものと思っております。また、避難場所としても快適性は向上するものと考えております。

しかしながら、現在の多賀町におきましては、学校施設という視点からだけでも、まだまだ優先度の高い事業、例えばトイレの改修であるとか、クラスが増加することによる新しい教室の整備であるとか、そのほか子どもたちの学校生活の向上、あるいは学びの充実に向けた環境整備など、ハード対策だけではないソフト対策も山積している状況で、決して体育館の空調が不要だとは考えておりませんが、直ちに体育館への空調設備の整備を行う環境にはないと考えております。

また、議員がおっしゃる多賀町のアピールという観点につきましては、災害避難とい

う非常事態に対する町の総合的な対応力の問題かと思えます。体育館の空調設備がない場合におきましても、学校の各教室には空調設備が現在も設置されていますので、例えば子どもやお年寄りなどの体力的に弱い方はそちらに移ってもらうとか、あるいはグラウンドで最近多くございますが、車中で寝泊まりをしていただく場合とか、親戚への避難を考えていただくとか、自助、互助、共助、公助それぞれの立場でもって十分な準備と対応力で災害対応することが最も重要かと考えております。

また、2つ目の見積額につきましては、現在、導入の計画がなく、他の方法についても比較検討していない段階でございますので、具体的な金額についての答弁は控えさせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

以上、よろしく願いをいたします。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。体育館の空調の設備については、現時点では対応を考えていないということでした。ほかにも行わなければならない事業が多くあることは理解できますが、防災対策は今、日本や各国で起こっている異常気象から想定外の被害が起こっております。そこから、今から施設を設置しても冬季の避難の暖房にしか間に合わないと思えますが、後になってから、あの時に設置しておけば良かったと後悔しない取組を先取りの取組を行うべきだと私は考えています。また、学校の教室を使用するという対策が示されましたが、一部のところで既にヒートポンプエアコンを導入しているというのは私ちょっと認識不足でした。この教室が大規模停電が起こったときに機能するのかどうか確認はできてませんが、大規模停電が起こったときには、普通の電力であれば教室のエアコンは何の役にも立たないというふうに私は思っています。GHPは自己発電で稼働できる設備ですので、大規模停電でも冷暖房を可能にできますし、発電で使える一部の電気やコンセントを設置することで、体育館という大きな空間を一定の明るさを保障し、コンセントを利用し通信機器の充電や湯沸かし等にも使え、少しでも快適な避難生活が送れると考えますが、今の教室のエアコンの設備について私もちょっと認識不足のところがありますので、それも含めてお聞きしたいと思えます。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） 現在の学校の空調の状況ということでお答えさせていただきますと、小学校については電気式ですので、停電になったら止まるということになります。暖房につきましては、一部ガスヒートポンプ式が入っておりますので、そこについては余力電力がある間は動きますけれども、そう時間は持たないということで、停電になればほぼ機能はしないというような状況にはなっております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） 大停電になったときには学校のエアコンは機能しないという回

答でございました。ということは、先ほど回答いただきましたが、大停電に陥ったときには冷暖房が効かない避難生活を送らなければならないという点について、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えいたします。おそらく、言っておられるのが大規模な地震を想定されたご質問かと思えます。当然そうなりますと、電気が遮断される、水道が止まる、そのときに今、議員がおっしゃるように、プロパンガスだけきちっと安定供給ができるのかという、当然そういう問題も出てきます。設置に当たりましても、確かに夏場の電気のピークがカットできるとかメリットはあろうかと思えますが、それは設置に当たってその決断をしたときにきちっと比較をして災害時の想定もした中で、何が最も一番適した方法かというのを検討していくべきものであると思っております。今現在、ガスがどうだ電気がどうだという議論をここですべきでないのかなというふうに考えております。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。ガスというのは貯蓄ができるものであって、電気も蓄電池とか用いればできますけれども、比較的貯蓄しやすいのがガスかなというふうに思います。私、別にガス組合の回し者でもないんですけども、ガス組合でも先日、チーム滋賀の事務所にも訪問して、設備の概要説明や県の補助もお願いしたと伺っています。考え方はいろいろとあると思いますが、先ほど見積額というのは公表は控えるということでしたけども、多分、多賀小学校、大滝小学校、多賀中学校について見積りが出されたとは思っておりますが、多分、一番安価なのは大滝小学校で、一番高いのは多賀中学校ではないかというふうに推測はしておりますが、そういう県の補助とかが出てきた場合、一番安価な大滝小学校をモデルにするのか、多くの避難が予想される多賀中学校をモデルにするのか、仮に行くとすればその方向性のどちらを選択されるのか、検討されていないので全然考えておられないかもしれませんけども、もしあればお願いいたします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 今言うてくれはりましたように、検討しておりませんので、あくまでも個人的な意見といたしましては、当然、例えば小学校、中学校、体育館全てが一気にできるということはなかなか難しいかと思えます。例えば予算的に1校しかできないということがあれば、いかにその1校をいろんな人たち、固定した場所の避難所というふうに考えずに、先ほど申しました体の弱い方はそちらへ移ってもらうとか、そういういろんなアレンジというんですか、避難所の在り方というのがあるかと思えますので、その辺も含めて防災計画の中で、時期が来たらうたう必要があるのかなと考えているところです。

○議長（松居亘君） 神細工議員。

○1番（神細工宗宏君） ありがとうございます。県の補助とか国の補助とか、そういうものが増えてきたときに、ぜひ検討願いたいと思います。こういう避難所とかそういうものにも力を入れている多賀町という1つの魅力が、また多賀への移住のきっかけにもなるかと思しますので、その点もよろしく願いしまして私の一般質問は終了いたします。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） 次に、7番、菅森照雄議員の質問を許します。

7番、菅森照雄議員。

〔7番議員 菅森照雄君 登壇〕

○7番（菅森照雄君） それでは、1点大きく、町道久徳中川原線の交通安全対策について質問をいたします。

町道久徳中川原線は、平成27年3月に供用開始されてから、朝夕の通勤時間帯のみならず多くの方が利用されております。しかしながら、その交通量の増大により、交通事故も多発しているのが現状です。一旦停止の標識があるにもかかわらず停車せずにそのまま通過する車もあり、いつ死亡事故につながるかもわかりません。私も、月之木橋で大きな事故を目撃しております。

前回の6月定例会での一般質問で、同僚議員も通学路での安全対策について質問され、町内の安全対策について危惧をされておりました。住民の命を守るためにも、重大な事故が起こる前に対策が必要と考えます。危険であることを把握しているのならば、尊い人命が失われる前に事故が発生しないための対応をしなければならないと思っております。

そこで、次の2点について質問をいたします。

①、町道久徳中川原線の事故の状況を把握されているのか。

2つ目に、その対策として町はどのように考えているのか。

以上、2点をお願いします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 菅森議員の町道久徳中川原線の交通安全対策についてのご質問にお答えいたします。

1つ目の町道久徳中川原線の事故の状況を把握しているのかにつきましては、同路線の改良事業で平成23年度に交差点を拡幅した以降、出会い頭の事故が多いことは認識しております。現地で改めて観察いたしますと、この交差点につきましては、主道路である町道久徳多賀線と従道路である町道久徳中川原線が現状では共に2車線道路で、直進方向の見通しが良いこともあり、交差点の存在に気付かないまま通過されたり、交差する道路が一時停止する側だと思い込んでいるドライバーが少なからずおられるのではないかと推察しているところでございます。

2つ目の、対策をどのように考えているのかにつきましては、これまでの対策は町道

久徳中川原を走行する車両に対し一時停止や交差点の周知を促してまいりましたが、今年度の当初予算において交差点の安全対策予算をご承認いただいておりますので、新たな対策としまして従道路側だけではなく主道路側にも標識や路面標示を使い、交差点の存在を周知させることや、道路管理者としては不本意でございますが、事故多発地点の標識も織り交ぜて、前方視界が良好であっても危険な場所であることをお知らせし、各ドライバーの不注意を促していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 今、課長から答弁を頂きました。その中で、状況把握については事故については認識しているが、件数とか把握はされてるんですか。その認識度合いと、対策は今後どのような対策を、具体的なことがなかったと思うんですが、そのところをお願いします。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまの再質問にお答えをさせていただきます。

我々の事務所の方で把握をさせていただいております事故の件数でございますけども、今年度につきましては全部で5件、小さい事故も含めると5件起きているのではないかと認識しております。その前を平成30年度まで遡りましても、10件程度の数になるかと思えます。ただ、事故の状況によりましてはかなり大きい事故も発生しておりますので、町内の中では最も大きい事故が起きている場所ではないかと認識をしております。

また、対策の具体的な内容につきましては、今、業者の方と立会いの中で対策をいろいろ提案していただきながら我々も検討しているところで、本日も立会いに行っております。警察の方とも協議しまして、警察の方から指導等も受けようと思っておりますが、今までは橋を渡ってこられる車に対してのアピールが非常に弱かったのではないかと思っております。橋が少し太鼓状になっておる関係もありまして見通しが悪い、橋を渡ってきたときに渡りきったところに交差点があるという状況ですので、橋を渡ってこられる車に対しても、この先に交差点がありますよということを標識等でお知らせさせていただくようにしてはどうかというふうには今考えております。以上です。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 私が調べたところによりますと、平成27年供用開始以来、月之木大橋南詰の交差点では、27年で4件、また28年1件、29年3件、30年2件、令和元年はゼロ件、令和2年が1件、令和3年がまた2件、令和4年、今年度はゼロ件と、13件の事故が発生しております。また、中川原大橋につきましては、南詰交差点では平成29年が2件、令和元年1件と、3件の人身事故が発生しております。これは、月之木大橋が大変多く発生しております。この今申し上げました件数は、人身事故として扱われた件数でございます。この事故件数については、物損事故、あるいは示談が成

立したと。私もちょっとその集計の仕方がどういう集計されてるのか、私らが考えると、まず小さな事故であれ、大きな事故であれ1件と扱われて件数として出てくるのかなと思うんですが、そうではないようで、先ほど課長が言われましたように、今年度、既にもう8件の事故が発生しております。それにもかかわらず今年度ゼロ件というようなことしか上がってきておりません。

そこで、今申し上げました人身事故の中で隠れた件数といいますか、その上がってこない件数につきましては3倍あると言われております。そうすると、これ大変な数になるんですよ。そこで、先ほど申し上げましたように、課長の答弁で、国道から多賀の方面に向かって走っていく車の橋のあそこは見通しが悪いとか、そういうような状況でしたけれども、事故件数の把握で、取りあえずあそこで交差点での出会い頭の事故、それが一番多いと。その中でもやはり久徳中川原線、あその一旦停止の表示があるにもかかわらずノンストップで行かれるという、その事故の後の調査でも分かっております。明らかに一旦停止されてないというんですけども、やはりそういった事故が多発をしております。この隠れた事故の中にも、私も目撃したんですけども、あその出会い頭で当たって、1台その当てられた車が2回転して止まったと。その中で、それでも幸いに擦り傷もなかったと。えっと思ったんですけど、それでも事故件数のときは上がってきておりません。それとまた最近ですけど、今月の28日ですかね、あそこで大きな事故も発生しております。軽自動車同士ですけども、1台は前が大破して田んぼの中に落ちている、1台は路上で回転してるというような事故になっております。やはり本当にあそこは危険な場所となっております。今まで一旦停止の表示と、少し蒲鉾状ではないんですけど、ちょっとペイントでされてる部分があると思うんですけども、今まで事故がたくさん発生しているというのは認識されていると思うんですけども、今までその具体的な対策を打ってこられなかったと思うんですが、そのところはどうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

これまでの対策としましては、今もおっしゃられました段差舗装というものを、町道久徳中川原線側に交差点の直前ぐらいで設置をしておりますのと、交差点がこの先ありますよという標識は、久徳中川原側にはあまり大きく目立ってないのが原因かもわかりませんが、設置はさせていただいているんですが、非常にドライバーへのアピール度が低いのかもわかりません。また、交差点の真ん中につきましては、黄色の着色舗装をさせていただいております。これにつきましても、時間が経つと皆さん慣れてしまわれるのか、非常にいろいろ対策をしている割には効果が発揮されていないというのが、我々としてもあまり実績としては申し上げにくいのですが、今年度の対策は、もう少し交差点より早い段階で、この先に交差点があることを路面標示等も入れまして、標識と路面標示でやはり早めに周知していただくことも大切ではないかというふうに思っております。今までのエリアをもう少し広げて対策をしてはどうかというのも考えている

最中でございますが、また橋の方側につきましても、今現在、段差舗装は交差点の直前にあるんですけども、それにつきましてもやはり慣れてしまわれるとあまり効果が発揮されないという状況もあります。ですので、こちら側につきましても標識の設置をして、一時停止ではございませんが、この先に交差点があつて事故が多発しているということをお知らせするということで、皆様の注意がそちらの方へ促されればいいのかと思っております。以上です。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） 事故原因としては、やはり言われてるように、2か所の交差点においては全て異なる方向からの出会い頭の衝突というようなことを聞いております。今、先ほども言われましたように、橋の改良とかそういったことの改良というのは大変なことだと思うんです。やはりその中でも言われておりますのが、運転手がより注意を払いやすい環境づくりを検討することが必要というように交通課の方も言われております。ちょっと分かりやすいあれなんですけども、国道から多賀方向に向かって、よく多賀のところで見かけるんですけど、あの大きな看板、車同士が当たってるような大きな看板、ああいった看板を国道から多賀方面に向かって、ちょうどあそこの交差点のところで通行してても見えるような看板、あるいは久徳中川原線の方向については、よく交通安全対策としてテレビ等でやられてるんですけど、ペイント、ペンキで何か立体的に見えるようなこともちょっとテレビ等で拝見しております。だから、そういったような対策、何かをやらないと、本当に今まで一旦停止の表示しかありません。ですから、何が良いのかは私にも分かりませんが、取りあえずそういったことをまずやってみるということが必要と考えますが、今、私が申し上げましたそういうような啓発看板とか、そういう路面についての表示の仕方とか、そういった考えはお持ちでないでしょうか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今、議員おっしゃいますように、アピールという部分ではできるだけ、ちょっとくどくなるかも知れませんが、対応をさせていただきたいと思っております。今まで私どもの対策をしてきた内容が、やはり皆様の記憶の中に残っていないということは、やはりそれだけアピール度が低いのではないかと反省しております。今後の対策につきましては、やったなということが分かるような対策をさせていただくように考えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） ありがとうございます。今年度予算にも計上しているという話なんですけども、予算が計上されてるのはいいんですけど、いつやられますか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） 当初予算で見ていただいておりますが、今までまだ対策が完了していないというのは、非常に私としましても責任を感じておりますし、その間

に起きた事故もあります。今年度、もっと早い時期に事業が完了できるように動きを取れば良かったなと反省しております。この秋には、冬になってしまうとやはり路面標示等が雪で見えないこともありますし、秋の間に完了できるように、今、今日も業者と立会いをしておりますし、即、事業完了を目指して事業を終わらせるように努力させていただきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 菅森議員。

○7番（菅森照雄君） ありがとうございます。今までから交通安全対策については、全国各地で起こっております。その中で、やはり先ほどもいろんなことで優先順位等々あると思いますが、その死亡事故が起きてからどこのところでも対策を打っておられるということで、やはり交通事故でたくさんの方が亡くなられております。そういった大きな事故が起きる前に対策をしていくというのが一番大事ではないかと、そんな中でも今言いましたように、明らかに件数が多いというところはやはり早期にそういう対策を実施していただきたいと。先ほども言いましたように、何が効果あるかというのは、やってみないと分かりませんので、取りあえずやっていただくというのがお願いしたいと思います。いろいろと難しい問題もあるんですけど、やはり人の命、いつここにいる皆さんがあそこで事故に遭うかもわかりませんので、あの時もっと早うやっとなら良かったなというようなことがないように早急に対策を打っていただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時35分といたします。

（午前10時25分 休憩）

（午前10時35分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9番、川添武史議員の質問を許します。

9番、川添武史議員。

〔9番議員 川添武史君 登壇〕

○9番（川添武史君） 9月定例議会におきまして、大きく3つを質問したいと思います。

まず1つ目は、大雨による災害への対応についてです。

今年も日本各地では記録的な大雨、また先日は台風11号で大きな被害が発生しております。滋賀県内でも8月5日には長浜市内で大雨で高時川が氾濫し、大きな被害が発生しました。また7月、近江八幡市では大雨により地下道が冠水し、高齢の女性がおぼれてお亡くなりになりました。大変痛ましい出来事がありました。現在、近江八幡市では検証委員会を開き、原因を究明中とのことです。

多賀町でも御多分に漏れず、昨年8月には大雨によって町内の各地で災害が発生しましたが、町道や県道の応急復旧、教育施設の改修工事も既に終わっていると聞いてお

ります。しかしながら、多賀町内、また多賀区内では、特に多賀区内では床下浸水になった地域のその後のケアが何もできてない。いつ来るかもわからない大雨に対して浸水を経験した地域の住民皆さんは、毎日不安な気持ちで過ごされていると思います。

町長は、安全・安心なまちづくりを掲げておられます。今後起こり得る大雨に対する対策はどのように考えているのかお聞きをいたします。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 議員のご質問の多賀区内での昨年8月の大雨による水路等があふれたことによるその後の対応についてお答えします。

ご指摘の場所は、多賀大社前駅北側のファミリーマート前、また福祉会館信号付近、そしてコメリの下100mほどの町道との交差点、融雪水の井戸がある付近と認識しております。それらの場所につきましては、大雨被害の後、地域整備課職員と多賀区長ほか関係者とが現地を確認させていただき、今できる対策について検討を行ったと、そのような報告を受けております。

まず、ファミリーマート前につきましては、上流から来る水を一部ほかの水路へ振り替える工事を行い流下能力を高めたところであります。また、コメリ下の融雪水の井戸付近につきましては、多賀区が管理する農業用水路であり、多賀大社内の太田川から取水されているもので、大雨当日も水が入ってくる構造であったことから、今後、取水の管理ができるように多賀区において検討を頂くようお願いするとともに、特に水と一緒に流れてくる木の枝や葉っぱなどが水路に引っかかったことがあふれた原因であることから、農業用水路としての管理の徹底もお願いしたところであります。また、福祉会館付近につきましては複数の原因が考えられますが、県道沿いの側溝が一部狭い区間があるため、湖東土木事務所に県道の水路として改修を申入れしているところであります。

何度も申しておりますが、近年、時間50mmを超えようかという大量の雨が集中的に連続して降るといった気象状況が各地で頻発しております。このような想像を超える自然現象が発生した場合を考えますと、従来の水路では持ちこたえられないことが今後も発生する可能性は十分に考えられます。

このことから、雨水排水整備の必要性は十分認識しており、現在は中川原区と藤瀬区で雨水排水路の整備事業を実施しているところであります。しかしながら、特に町内の平地部においては十分な水量を下流へ流すための大きな排水路が十分に整っておりません。芹川、犬上川、太田川などの一級河川へいかにして排水していくのかという広い範囲での雨水排水計画の策定が、特に平地部においては必要と認識しております。しかし、その整備工事におきましては、交付金事業ではありますが、大きな財源が必要となってまいります。

これらのことから、長期的には抜本的な全体の排水路の計画および整備、必要であれば調整池の整備などが想定されますが、平地部におきましては国道8号バイパス計画が

示されたことや、それに伴ってそのバイパス機能を多賀町発展のためにいかに利用していくかという新たな土地の利活用計画も視野に入れる必要があります。今後、国のバイパス計画もにらみながら、土地利用計画に合わせた排水路の整備が必要になってくるものと考えております。

しかしながら、大雨はいつ何時襲ってくるか分かりません。不安を抱えていただいている方もおられますので、短期的には可能な限り排水に影響の少ない方へ流下させることや、農地に調整池の機能を持ってもらうなど、局所的な対応を優先順位を設けながら進めてまいりたいと考えております。また、ハード対策だけでなく、消防団や自警団などと一体となって、被害が拡大しないようソフト対策にもしっかりと努めてまいらなければならないと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 町長、ありがとうございます。国道8号バイパス、いつ来るか分からない大きな被害まで言うていただきました。ありがとうございます。私の言うてるのは、特に福祉会館の管理が、県道多賀高宮線が開通してから、道路ができてから、住民の方から言わせれば人的被害と、後からできて私の方に水が来るというようなことを言われています。特にあそこで町道の側溝まで多賀の森から流れてくる、あの川がそのままの深さで福祉会館の上へ流すというような道路形態のやつが、道路改修によってそこだけ細い水路が残ったままやというようになってます。それは地域整備課長はよく分かっていると思います。その改修は、あそこだけでも改修すれば大分排水能力は可能になると、その辺はどういうように考えてますか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長の答弁の中にもありましたが、昨年の雨を受けまして、大字多賀区の役員と昨年の秋、太田川から取水されております農業用の水路、水利権がありますので、それぞれこの水がないと田んぼができないという方があります。ですので、その水の管理の流れ、またどこからどこへ水が行ってるのかというのを歩きながら調査をしたわけですが、今のおっしゃっておられます福祉会館の上のところ、水路が側壁がかなり古くて両側の側壁が寄ってきているような状況で水路幅が狭いです。もともとはもう少し広がったのかもわかりませんが、そんな状況で古い水路ですので、ただあそこにつきましても、大本を見ますと、やはり堰板が入れられるような構造になってます。ですので、多分あそこにつきましても、農業用水利として昔は水を引くための水路でもあったのではないかと想像しております。ただ、今あその水路を使って田んぼを作っておられる方というのはあまりおられないかもわかりません。ですので、あその間、ちょうど今、水害に遭われた方のお家の上手のところにお交差点がありまして、あそこから福祉会館の信号のある交差点までの間の改修できてない水路につきましても、湖東土木事務所に水路の

入替え、新設の方をお願いしております。今現状の水路の歩道側の方にもう少し振らせていただきまして、きちんとしたU字溝を入れるという形で改修をお願いしているところです。ただ、あそこへ流れ込んでくる水というのは、日向神社の裏辺りで太田川から分水してます。分水した後、ちょうど不動橋の少し県道寄りのところに水路が来てるんですけども、あの水が最終そこへ流れ着いてくるんですけども、そこについては止めようがないんです。自然の分流形態を取ってまして、ゲートも何もないという状況で、そこ以外のところにつきましては、参集殿の裏のとかはゲートがあるんですけども、そこにゲートがないので、あそこだけはもう止めようがないという状況です。ですので、何か対策、止められるような構造にしていくことで、水の流れは止められるのではないかと考えておりますが、いずれにしろ、どこの水路を見ておりましても、やはり農業用水路として使われていると、水を引き込むためにいろいろな障害物が水路の中に置かれていたりします。それが、やはりこういう台風のときたかにごみがかかってくる原因にもなります。ですが、それをきちっと管理していただくようお願いはしても、なかなかそういうときに危ないですので、水路に近寄らないということもあつたりするので、なかなか十分ではないんですが、集落の方と何とかお願いするようにお話をさせていただいております。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 課長、ありがとうございます。あそこは、あの側溝は町道ではないのか、県道になるのか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） もともと今の県道多賀高宮線は町道でありましたので、交差点の改修とかは町でやった工事なんですけど、今現状は県道になっておりまして、歩道の外側にある水路ですので、道路の一部として県の方に改修をお願いしたところで、す。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。また県の方にもきつくお願いしたいと思っております。よろしく。特に、この間も何かいろいろあの辺で調査されていたように思うんで、その一環で、ありがとうございます。しっかりとやっていただきたいと思っております。特に、この多賀区の問題やなしに、多くのところから、4月の区長会辺りには町、県の土木の要望をされてると思っております。いつかもお話ししたと思うんですが、大体、今、各区からの要望はどのくらい来てて、どのくらい1年で可能なんか、ちょっとその辺を。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきたいのですが、データを持ち合わせておりません。今おっしゃっていただいた質問は、いつも委員会等でご質問いただいている内容でございます。ぜひ次のこの議会の委員会の中できちんとご報告できるように、現段階の数値をまとめさせていただいて、来週、予算委員会

等、お話しできる場でご報告をさせていただくようにいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 当然、こういう話であれば、そこへ出てくるはずですが、また今年も道路橋梁維持費で300万円の予算を持っておられると思うんですが、今どのぐらい今年度使われているのか。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

○地域整備課長（藤本一之君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今年度、非常に春先から、雪で被害が起きた道路施設等の補修も含めまして、非常に数多くの補修にお金が必要となっております。今おっしゃられた300万円の維持補修の予算につきましても、かなりもう厳しい状況まで来ております。この議会でも一部補正をお願いしている部分もありますが、冬に向けまして、やはりこのままですと冬の間の損傷というものに対しても、また何らかの形で予算の必要が出てくるかもわかりません。ただできるだけ予算の範囲内で仕事はさせていただこうとは思っておりますが、状況はもうかなり使わせていただいております。すみません。金額の方はちょっと申し上げられませんけれども、そのような形でお願いします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。町長が安心・安全なまちづくりを掲げておられるので、特に何年か前か、大体3割ぐらいしか要望に応えられてないというような話もありました。もっと当初予算でしっかりとその辺を、やはり地域整備課として執行部にしっかりと要望をしていただきたいと思います。また、副町長、よろしく願いをいたします。ありがとうございます。

2番目の質問をいたします。今後の地域包括支援センターの役割と対策についてであります。

国は令和7年度以降、団塊の世代が高齢者75歳になる時期までに、高齢者の尊厳の保持、自立生活の支援を目的に、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

多賀町も地域包括支援センターを直営で構築をしていただき運営していただいておりますが、高齢化が進む多賀町にとって地域包括支援センターの役割はますます重要になってくると思います。今後の対策はどのように考えておられるのかお聞きをいたします。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 川添議員のご質問、今後の地域包括支援センターの役割と対策はについてお答えします。

まず、地域包括支援センターは、地域の高齢者の総合相談や権利擁護、地域での支援体制づくり、介護予防の必要な援助などを行い、高齢者の保健医療の向上、および福祉

の増進を包括的に支援することを目的として各市町村に設置されています。多賀町では直営の地域包括支援センターを福祉保健課介護保険係に設置し、要介護状態になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最期まで続けることができるよう、隣近所や地域で支え合うまちづくりを目指してきました。

今後に向けては、多様化する様々な相談を受ける窓口としての役割が担えるよう、引き続き社会福祉士、保健師、主任介護支援専門員の3職種を配置し、職員のスキルアップに努める必要があります。また、地域包括支援センターの周知が十分にできているとは言いがたい状況であることを踏まえ、広報たがに地域包括支援センターから高齢者に関する内容について掲載するなど、地域包括支援センターの周知に努めているところでございます。さらに、高齢者を支援する医療や介護をはじめとする地域の関係機関との連携を図り、高齢者やその家族が必要なときに必要な援助を切れ目なく受けられるよう、生活支援、介護予防サービスや在宅医療や介護サービスなどの基盤整備も推進していく必要があります。この点については1市4町広域での在宅医療介護連携推進事業で取り組んでまいります。

令和5年度には、令和6年度からの第9期多賀町高齢者福祉計画および介護保険事業計画を策定する予定であり、地域包括ケアシステムの推進や地域包括支援センターについても、町民全ての方が可能な限り住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられるよう、更に検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。年齢別にすると、認定者数、高齢になるほど確率が高くなる。80歳代では13%ぐらい、85歳になると40%ぐらい、また90歳になると65%近くなるということで、だんだんと数は今現在で360人ぐらいでしたかね。それがだんだんと増えてくる。もうすぐ団塊の世代がここへ入ってくるということになってくると、より一層この事業は高まってくると思います。介護士、特に介護士の不足もあります。特に弱者、保育士もそう、看護師もそうです。行政として地域包括支援センターを今現在やっていたいただいておりますが、福祉士は少ない。この間も町長といろいろ話ししましたが、なかなかやっぱり町単位では採用、副町長は来年度は福祉士を採用するような話もありましたが、なかなか採用も難しい現状かなと思います。その辺はどのように考えておりますか。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） ご質問にお答えをいたします。

確かに介護事業を行う上には、それぞれのスタッフをやっぱり確保する必要があります。今ほどご質問にありました社会福祉士につきましては、今年度募集をさせていただきました。1名の方応募いただき、先日も合格通知を発送したところでございますので、来春には社会福祉士1人、職員として採用させていただくというふうに今なってお

ります。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。しっかりと、だんだんとそういう関係の人が増えてくるので、対応をしっかりとお願いしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に。

先ほど町長も、昨日の行政報告の中で新型コロナウイルスの感染者問題を触れられました。日本全国では感染者数が1日20万人を超えた、多賀町でも1日に20人前後の感染者が発生し、既に今現在では800人を超えている状態だと思います。

国はマスクの着用、手洗い、3密の回避、換気など、基本的な感染対策の徹底を呼びかけていますが、感染者数の数は止まらない状況であります。

滋賀県では、発熱などの症状がある方の24時間電話受付を行っており、クリニックや診療所への相談や受診を促しております。感染者数の増加により、どこの医療機関もその対応に大変苦慮されております。濃厚接触者のPCR検査も滋賀県が窓口になっていますが、感染者数の増加によりなかなか検査キットが届かず、迅速な判定ができなくなっていると言われております。

多賀町ではワクチン接種を行っていますが、抗原検査キットの配布など、ほかにも滋賀県で対応しきれないと。対策業務を担って、町民の安心・安全に寄与してはどうか。特にこのときは抗原検査キットを町で確保をお願いしたいというようなことを考えておりましたが、今日の新聞で抗原検査キットは県に電話すれば翌日には着くということが新聞に載ってましたので、その辺はいいと思いますが、特に多賀町は、これ教育委員会の方の考えになるか分かりませんが、保育所等で小さな子どもの感染者が非常に多い。先日も保育園の祖父母の会を延期したというような話もありました。その辺はどういうように対応されているかお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの川添議員の、まずは通告書にある内容からお答えさせていただきます。3番目のご質問としまして、新型コロナウイルス感染者の増加による対応についてお答えいたします。

川添議員のご質問にありましたように、新型コロナウイルス感染者数急増により、各医療機関における発熱外来等の受診者数が増加し、医療現場は極めて逼迫している状況でございます。このような状況の中で、議員ご指摘のとおり、町民の方々が安全に安心して生活できるための支援等の必要性は認識しているところでございます。

例として挙げられた町民への抗原検査キットの配布とありましたけれども、今ほどもおっしゃっていただきましたように、滋賀県では医療機関、特に外来医療と保健所業務の逼迫を緩和することを目的としまして、9月1日から検査キット配布・陽性者登録センターを設置しまして、既に運用が開始されたことなどから、そういう理由から、多賀

町におきましては現時点では検査キットの配布については考えておりません。

また、8月末から医療用抗原定性検査キットの販売がインターネットで解禁となったこと、さらに感染症の2類から5類への分類の議論がされ始めたことなど、国や県の動きを見ながら、今後の町の対応については見定めていきたいと考えています。

一方、町の役割としましては、今後も保健所や医師会等と連携を図り、町民の身近な相談窓口としての対応をはじめ、やはり新型コロナワクチン接種事業を迅速、安全に実施し、新型コロナウイルス感染症対策に努めてまいりたいと考えます。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。今、一生懸命、福祉保健課の方では第4回目のコロナワクチンの接種をやっていただいております。昨日も行政調査のときにもお話をしたとおり、なかなか僕らが聞いてたときとはちょっと事情がだんだんと変わってきたと思いますが、4回目のワクチンは増えてるんですか。今、何%ぐらいなんですか、予約を受けておられる。

○議長（松居亘君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの質問にお答えさせていただきます。

今、議員がおっしゃるとおり、第4回目の接種をさせていただいておりますが、4回目につきましては3回目までの対象者とは母数が変わっておりますので、今、接種率という形では出させていただいておりません。ただし、9月30日まであと数回まだ接種の機会が残っておりますが、ファイザーのワクチンを使う日につきましては、ほぼ予約数210から240がほぼ埋まっているような状況でございます。さらに、マスコミ等で皆さんもご存じのとおりかと思いますが、今、従来打っているワクチンの新しいオミクロン株に対応したワクチンにつきましても、昨日、国の説明会がございまして、前倒しで実施するようという指示もございましたので、これから早急にその体制を取っていききたいというふうに準備をしているところでございます。以上です。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） ありがとうございます。新しいワクチンができるということで、10月からですかね、配布されるということで、なかなかこのワクチンを絶対に打たないという方もおられます。自分の体を守るためにもいうことをしっかりと周知をしていただきたいと思います。

先ほど少し言いましたが、教育委員会の方で保育園児が結構多く最近かかっておられるというように聞いています。その辺の状況をお願いいたします。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） 質問にお答えをいたします。

保育園の状況ですけれども、非常にこの最近の感染力が強いということで、保育園に

おいては熱中症もありましてマスクを外す機会も認めておりますので、そのような症状をお持ちの方で子どもたちが来たときに移ってしまうというようなことがどうしても避けられない状況でありますので、園には基本的な感染対策については徹底するように申しておりますし、保護者の方についてもそのような症状、発熱の症状がみられた場合には登園は控えてもらうということをお願いをしてきました。8月ですけれども、小中学校は夏休みでしたので、その間は園は開けておりましたし、非常に感染力が強い状況でしたので、家庭保育をお願いできるご家庭についてはお願いしながら、極力感染が広がらないような体制は取らせていただいております。今の状況ですけれども、極力やっぱり保育園というのは就労支援もありますので、学級閉鎖なり全体を閉めるというような方向ではなくて必要最低限の場合に閉じるというようなことにしていますので、園の組の中で感染が拡大されている可能性が高いという場合には、その組の子どもたちに合わせて先生もですけれども、集団のPCR検査をさせていただいて、その検査の結果が出る間は休んでいただくということで、大体2日間ぐらいですけれども学級閉鎖を取らせていただくケースもあるということで、極力閉じない形で感染が広がらない方法として学級閉鎖も取ってるということで、適宜、判断をさせていただいているところでございますので、ご理解を頂けたらと思います。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 課長、ありがとうございます。保育園、保護者の就労支援というのが決まりだと思います。先月末の3日間の4歳児でしたかね、休園されたというふうに聞いてるんですが、当然、就労支援で3日間で本当に大丈夫かなというようなことも思ってたんですが、就労支援ということであればそれも仕方ないじゃないかと。今現在、大体、PCR検査をされてると思うんですが、大体何割ぐらいがかかっておられるんか分かってますか。

○議長（松居亘君） 本多教育総務課長。

○教育総務課長（本多正浩君） 集団の検査について何回かさせていただきました。状況としては、園の中、組の中で感染が拡大していないかということを中心にやっておりますので、結果的に何割かというのがその検査ごとに決まりますので、直近で言いますと、陽性の子どもが複数出た場合にやらせていただいたときに、子どもは1人というようなこともありましたし、3、4人ということもございましたので、その組のほぼ全員がかかってるというような状況ではありませんでしたが、ちょっと検査の日によって変わりますので、その辺は今現状としては、1人であったり3人だったりというようなことでまちまちであるというような状況でございます。

○議長（松居亘君） 川添議員。

○9番（川添武史君） 県の方ではPCR検査ですから70%ぐらいは陽性者というようなことが言われてるんで、子どもはそんなにはひどくはないと思いますが、今後ともしっかりとその辺の対応をしていただきたい。

これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（松居亘君） 次に、3番、近藤勇議員の質問を許します。

3番、近藤勇議員。

〔3番議員 近藤勇君 登壇〕

○3番（近藤勇君） 3番、近藤勇でございます。ただいま議長の許可を頂きましたので、1点、転作農地にかかる獣害対策についてお伺いをさせていただきます。

私は、過去から何回となくこの獣害対策ということで質問させていただいております。去る4年の6月の定例会におきましても質問させていただいた獣害対策について再度質問すると、もうくどういようになりますけれどもお許しを頂きたいと思っております。

多賀町の農業は、農家の皆さんはもちろんのこと、家庭菜園をされている皆さんが丹精込めて作られている米、麦、そば、大豆、野菜などを、我が物顔で食い荒らされる獣害が絶えない状況でございます。

猟友会において獣害駆除、恒久電気柵などへの町の支援と、地域の関係者の日頃の維持管理のご努力と、町においてサルの多数駆除を実施していただきました。その結果、サルの被害はある程度減少したように感じます。しかしながら、サルの駆除に追われていた結果、一方でシカの被害が急増しております。シカは作物の新芽を食べて根を残すことから、作物として成長しないため、転作作物であります大豆、そばの作物においての被害が、八重練、四手、大岡、久徳地域の農地で多数発生しております。先般も農家にお伺いをしましたら、一農家、多い農家でしたけれども、多くの大豆の転作をしたけれども半分近くを被害に遭ってしまったという状況も聞いております。シカのねぐらは八重練、四手の山間部で、びわこ東部工業団地から四手川を下ってくると思われておりますが、その状況の中で以下の2点について質問をさせていただきます。

1点目は、今後のシカの駆除方法ならびに時期等についてお伺いをしたい。

もう1点は、シカの獣道となっていると思われる四手川の河川改修、除草ならびに浚渫等になろうかと思っておりますが、その予定があればお教えいただきたい。

以上、2点についてお伺いをさせていただきます。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

〔産業環境課長 飯尾俊一君 登壇〕

○産業環境課長（飯尾俊一君） 近藤議員の転作農地に係る獣害対策についての1点目、今後のシカの駆除方法ならびに時期についてのご質問にお答えいたします。

有害鳥獣駆除業務実施中は、少なくとも例年300頭以上のシカを捕獲し、農作物等への被害拡大防止に努めておりましたが、委託業務を停止していることにより、シカの生息数が増加し、議員ご指摘のように、農地などへの被害が拡大していくおそれがあると思われまます。

私どもも実際に当該箇所の被害状況の確認をしたところ、大切に育てられた作物の新芽の部分だけをほとんど全て食べられた状態を確認するとともに、当該農家の話を伺う

と、少しでも早く被害防止対策に取り組まなければならないという思いであります。

現在の状況としましては、ようやく再開に向けて様々な協議も整ったことから、早ければ9月中に安全講習会を開催した後に、シカなどをはじめとする有害鳥獣駆除業務の再開を目指しております。

今後の有害鳥獣駆除の方法については、滋賀県猟友会彦根支部への委託先を変更して実施することをはじめ、議員のご質問の、農作物被害にお困りの切実な地域の皆様のご要望にお応えするために、猟友会と連携し、例えば地域を熟知する猟師に獣道にくくりわなを設置していただくなど、効率的かつ地域に根差した有害鳥獣駆除事業の展開を予定しております。また、今後、加害個体を優先的に駆除することだけでなく、県事業を活用した周辺地域の緩衝帯整備の推進なども併せて実施するなど、様々な視点で獣害対策に取り組んでいきますので、議員におかれましても理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 藤本地域整備課長。

〔地域整備課長 藤本一之君 登壇〕

○地域整備課長（藤本一之君） 近藤議員の転作農地にかかる獣害対策についての2つ目のご質問にお答えをいたします。

四手川の浚渫等につきましては、河川断面が比較的小さく、生活エリアに近接する河川としまして、佃川や太田川とともに大規模な河川改修事業としての計画はございませんが、維持管理としての事業を毎年要望しているところでございます。

ただし、湖東土木事務所の河川維持管理の予算を管内の同様の河川へ割り振られている中で、一気に対応できる予算は困難であり、短い区間を継続して取り組んでいただいている状況でございます。

今年度につきましては、上流部において河川内に樹木が点在し流れを阻害したり、漂流物が堆積する原因となっている区間において、伐採作業を実施していただく予定となっております。

また、集落における河川愛護事業としまして、今年度より多賀区が四手川の川ざらえ事業に取り組んでいただく予定となっており、このような地域と連携した事業につきましても、多くの集落でご検討いただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、2課長の方から回答、答弁を頂きました。その中で、少し再質問をさせていただきたいと思っております。

今、1点目のシカの駆除方法ならびに時期についてということで質問させていただきました中で、例年300頭余りのシカを駆除しているという回答を頂きました。これ何でいいますと、ここ2年ほど事故の関係でシカの駆除はなかったというふうに理解をし

ておりますが、例年300頭捕まえていたのに2年なかったら単純に言うたら600頭おんのかいなというような形で思いますので、現在どれほどの個体が生息しているのか、あるいは今年度の目標としての駆除頭数は何頭程度なのか。1点お教えいただきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 飯尾産業環境課長。

○産業環境課長（飯尾俊一君） 再質問にお答えさせていただきます。

はじめに、多賀町にどれだけいてると、ニホンジカが生息しているかについてでございますけれども、現在把握している段階で、県も多賀町も現時点での生息数は確認、つかんでおりません。しかしながら、令和4年の3月に滋賀県ニホンジカ第2種特定獣害管理計画第4次におきまして、令和元年度ですけれども、この辺は湖東地域に当たりますけれども、彦根市から東は彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王、愛荘、豊郷、甲良、多賀町の町になりますけれども、この地域における推定生息数は約9,600頭いてるといように書いておりますので、元年の生息数は9,600頭という認識でおります。しかしながら、約1年半あまり有害鳥獣駆除を中止しておりましたシカの成獣メスにつきましては、1年に1頭子どもを産んで育てるといようなことから、停止している間に以前より多賀町のニホンジカは増えているということをおもっております。

それと、2点目の目標頭数についてでありますけれども、9月5日ですけれども、彦根支部の方と委託契約を交わし、有害鳥獣駆除の業務委託の委託契約を交わしました。今後、さらに従事していただく方が3人ほど増えるということでもありますけれども、町の予算、そして県の予算もあります。積極的に捕獲をしていく、そして少なくとも今年4年度はもう6か月ありましたけれども、例年並みの捕獲を目標として農作物の被害防止に積極的に努めていきたいというふうを考えておりますので、ご理解よろしくお願ひします。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） ありがとうございます。今、生息数どんだけいてんねや、把握は難しいと。私も多分、1頭1頭数えていくとこんな難しいことは、ようこんな質問したなと思っておりますけれども、何せ被害が多いということで、本当にびっくりするほどいてんの違うやろうかという状態の中で確認をさせていただきました。

1つこのシカの例の話をしなると、余談になりますけれども、先般、私どもの久徳の自治会は、霊仙まいりという事業がございます。先般、霊仙へうちの息子も行ってきよったんですけれども、以前、私どもが行ったときには高山植物の笹のトンネルをくぐっていかないと頂上へ行けなかった。この間行きよったときには、もう山の木はない、笹はない、もう全然樹木のない山になっていた。そこに獣臭というんですか、それがはびこった。そういうような状態が、その私どもの裏にある霊仙山のところまで影響が出ております。その獣害、獣がこの下へ降りてきて野菜等を食べるんやというふうなふうに捉まえていただいて、一刻も早く多くの被害が出るまでに何とかしてほしいというのが私の願ひでございます。

そういう中で、私も今、課長がおっしゃったように田畑を見てきましたということでお話ありましたけれども、私も先般行きましたら、青々しとるさかいに、これで大豆の芽が出たあんのかなと思うたら、大豆の新芽を食われてますので根っこだけが残ったある。そして、青々したあんのは何やいうたら肥料です。肥料で草が青々してました。大豆の肥料やいうてやってる肥料が草を育てるための肥料になったあると、こんなことでほんまに農家で大丈夫なんやろうかという部門の気持ちがありますので、何回も何回も質問させていただいたという状態でございます。

それと1点、山の話でしますと、杉の木の皮、ヒノキの木の皮、シカが食べとると。ほんなら、「ここまでやったらええやんか」いうて私、笑いもってしゃべってたら、山椒の木、あんだけ痛い針が出たあんのに、あれまで食べてしまいよるから、山椒の木まで枯れてしまうんやという話を過去に聞いたことがあります。やはり、食べ物が山になくなれば里に下りてくる、そういう里に下りてきた部分を一刻も早く1頭でも多く、我々が被害に遭わなかって良かったなと思えるような日が一日も早く来るように何とかしてお願いをしたいということで、くどいような質問をさせていただきました。農家は米でも生きられない、今度は転作のソバ、麦、大豆でも生活が成り立たないというような状態になっては大変なことやと思いますので、その辺を何とかして行政の方で手助けをしていただきながら、よろしくお願いをしたいと思ひまして質問をさせていただきました。

それともう1点この話でさせていただきますと、昨日、私の息子のところにも、彦根の猟友会か多賀の猟友会の方か分かりませんが、くくりわなの説明会、講習会をするということで、2日間あるうちの1日間出てこいよというようなご案内を頂きました。ああ、やっててくれはるなと思ひながら息子の話を聞いておりましたので、やはり一刻も早くそういう講習会をしていただいて、適正なくくりわなの位置というんですか、その辺も入れていただきながらお願いをしたいということで、この1つ目のシカの駆除の話はここで終わらせていただきます。

2点目のシカの獣道となっております四手川の河川改修（除草ならびに浚渫等）の予定についてということで、今、地域整備課長から回答を頂きました。いかんせん、湖東土木の方も予算が少ないし、芹川、犬上川というような河川から比べれば小さい川というような状態の中でこっちもさっちもいかない、予算的に配分もないというような状態が今現在続いているのかなというふうに思います。そやけれども、見ていただきますと、もう藤本課長はよくご存じやと思いますけれども、三面張りやという川の中で、底に三面張りやといいながら、ススキかヨシかアシか分かりませんが生えてるのが現状でございます。あれでは水も流れません。先ほど先輩議員がおっしゃったように、大雨が降ったらどうすんねん、線状降水帯が来たらどうすんねんと言われながら、獣害対策の獣道の話も当然でございますけれども、防災面からも含めてもよろしくお願いをしたいというようなことでこの質問をさせていただきました。やはり一刻も早くそのことを、

土木あるいは地元多賀区の川ざらえという話も聞きましたけれども、私ども久徳においても、この管理用道路、草刈りをやっておりますけれども、その辺も含めてよろしくお願いをしたいというのが私の要望でございます。

その中で、私、ちらっと管理用道路という話をさせていただきましたけれども、あの管理用道路、四手川の右岸になりますけれども、今現在、久徳の何の森やったかな、もう忘れてしまった、都市公園という名前しか出てきませんので、都市公園を今、整備しようということで、多くの金をかけていただいて都市公園の整備を進めていただく段取りをしていただいております。当初の計画でいきますと、最終の完成予想でございますけれども、あの管理用道路を使ってあけぼのパーク、図書館への遊歩道とするという計画が当初出ておったように思います。その辺の遊歩道の進捗状況、計画、あるいはいつ頃取り組んでどのような形になるんやという部門を1点お教えいただければありがたいと思います。

○議長（松居亘君） 大岡生涯学習課長。

○生涯学習課長（大岡まゆみ君） 近藤議員の再質問にお答えさせていただきます。

今、ご質問いただきましたのは、あけぼのパーク多賀と、そして結いの森を結ぶ生涯学習ゾーンとしての展開のお話かと思いますが、今年度、大岡高塚古墳を中心とした文化財を保存し、そしてまた活用するというような計画の下で、高塚古墳を生かした景観を検討し、その中であけぼのパークと、それから結いの森を結ぶ生涯学習ゾーンについて、計画を策定する年として現在進めております。地元等とご協議いただいて、今年度、将来的な形を計画として策定していきたいと考えておりますので、今後の展開になるかと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。今の遊歩道は全然考えてへん、今後の計画やという話に私は聞こえたんですけども、あそこに都市公園を造るときに、ここの都市公園だけではありません。図書館、博物館を遊歩道で結び、そしてあの特一道路（町道久徳四手線）、久徳の大手橋のところから大岡の工業団地のところへ行ける、あそこの道までを、ですから都市公園から行って遊歩道を通って、図書館、博物館へ行って帰ってきて、そして私とこの大手橋のところまで出てきて中央公民館へ帰れる遊歩道を造るんやというのが、この都市公園を造るときに計画の中に入ってあったのかなと私は理解してましたので、そういう計画でなかったのか、再度教えてください。

○議長（松居亘君） 野村企画課長。

○企画課長（野村博君） 再質問にご答弁させていただきます。

確かに、公園整備に当たって将来的な計画ということで、そのようにご説明があったかとは思いますが。今、若干、生涯学習課長の方で計画の方が今後のところにつきましても、こちらの都市公園の実施設計の計画の方が、何度も協議の方、設計業者の協議の見直し、また意見交換会をさせていただいているということで、昨日の全員協議会

で今の形をお示したところでございます。この公園のコンセプトとまた並行して生涯学習課での計画の方が進められるということで、若干お時間を頂きたいということでご理解の方お願いしたいところです。当初から含めての面的な計画であります。

○議長（松居亘君） 近藤議員。

○3番（近藤勇君） 分かりました。今、回答いただきましたけれども、私どもがこの都市公園ができて、ここの公園が整備された後には、もう遊歩道ができて、図書館、博物館へ回って行けるんやと、そして多賀大社のところの観光のエリア、あるいは足を伸ばせば高取山、全てのところへ結ぶアクセスも1つの方法としてここにできるんやというように、私は期待で本当に胸を膨らませておりました。そやけども、今の話でいきますと、遊歩道の計画は今後の大分先の話やなというふうに思ったんですけれども、この遊歩道ができれば、私が先ほどお願いをしました四手川の改修、そしてそこへ出てくるシカ、イノシシ等々の獣道も防げるの違うやろうかなという淡い期待を持ちましたので、くどいように、あそこの道はどうなんやどうなんやという話をさせていただきました。一日も早く遊歩道ができる、それはもう私の願いでございますけれども、先ほど産業環境課長から話ありましたように、例年300頭ほど捕まえていると、ですから300頭を超えるような頭数を何とかして今年度の目標として駆除をしていくという状態のお話を聞きましたので、そうしていただきますと、前回の議会の中で話しさせてもらって回答いただいた、サルを85頭捕まえた、85頭よりちょっと多かったかなというような話も頂きましたけれども、そういうような状態の中で、やはり私どもの獣害という駆除を一生懸命、町は取り組んでるんやと、農業のまち、林業のまちという状態を私どもは目にして一生懸命取り組んでますよというような状態を、農民、林業の方、あるいは地元で商売しておられる方等に示していただいて、本当に多賀で農業もやっていかならん、何とかして。また後で質問されるか分かりませんが、燃料が上がった、肥料が上がったというような部分もありますし、先ほど私、ちらっと言いましたように、大豆まいた、肥料やった、芽食われた、その肥料は草の肥料になったあつたというような状態が起こらないように、みんなが農業やって、これでも我々何とかして成り立つんやと思われるような対策を取っていただいて、そして農家から喜んでもらえるような対策をしてほしい。そして、先ほど申しましたように、四手川の部分はやっぱり安全・安心な面、防災面からもきっちり対応をしていただくようお願いをしたい。併せて、芹川、犬上川も一緒でございます。堤防のところからようけ入ってきてます。それも聞いてます。あの大堀山のところへ行ったらシカのねぐらがあるんやと、あそこから木曾のところへ上がってきよんだという話も聞いてます。犬上川の方も、「大滝の方でこちらの芹谷の方、あるいは八重練、栗栖の辺でサルを捕まえたさかい、そのサルが何か向こうの方へようけ行っとったで」というような話もこの間も聞きました。やはり、多賀どこに住んでも、同じように何とかして一刻も早くみんなが安全・安心で暮らせるような生活ができるようお願いをしたい。昨日もどこやらでサルが電信柱を渡つとる

いうてテレビのニュースに流れてましたね。小さい子どもが渡ったのかな思うたらサルやったというような話をしてみましたけれども、あんなことがニュースになるのはまちの話です。ここらはもう、そこらを歩いとる、そこらへ寝転がるとというのが当たり前というような状態ですので、そのようなことが起こらないように、やはり一刻も早く対応をお願いしたいというのが私のほんまに願望でございます。

今、両課長からお話を頂きましたような状態で、今後、一生懸命、町を上げて取り組んでいく、そして最後、企画課長がまとめて都市公園の話で最後の構想を話していただきました。そのような部分も一刻も早く、私どもの目の黒いうちにというたら言葉悪いですけども、先ほど国道8号バイパスの話があって、いつの話やろうなという話があったのと一緒で、そのようなことが起こらないように一刻も早く理想の多賀町ができるように取り組んでいただきたいということをお願いしまして、私の質問とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松居亘君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で午後1時といたします。

（午前11時49分 休憩）

（午後 0時55分 再開）

○議長（松居亘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、10番、山口久男議員の質問を許します。

10番、山口久男議員。

〔10番議員 山口久男君 登壇〕

○10番（山口久男君） 議席番号10番、山口です。私は、9月第3回定例会に当たり、大きく次の3点について一般質問を行います。

まず第1はインボイス、いわゆる適格請求書制度導入の影響についてであります。

来年10月から導入が予定されているインボイス制度が問題になっております。インボイス制度は多くの中小零細業者ではまだまだ準備が進んでいないと聞いております。インボイスに登録して課税業者になると、多額の消費税の負担が発生します。その一方で、課税業者にならなければ取引先から排除される懸念もあり、免税業者にとっての影響は大きくなります。

よって、国に対し、私は制度の中止、凍結、延期を求める立場から、以下の5点について町に伺います。

①、町内小規模事業者への影響とインボイス制度導入についての認識はどのように思っておられるのか伺います。

②、シルバー人材センターの運営および会員への影響はどうか。

③、シルバー人材センターの運営費の支援はどのようにされる予定なのか。

④、シルバー人材センターへの町からの委託業務への影響はどうか。

⑤、町事業における取引事業者の関係について、また仕入れ税額控除の適用を受けるための対応はどのようにするのか、答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

〔副町長 小菅俊二君 登壇〕

○副町長（小菅俊二君） 山口議員のインボイス制度について、5点にわたりましてご質問を頂いております。順次お答えをさせていただきたいと思っておりますけれども、消費税は製品の販売やサービスの提供などの取引に対し課せられる税でございます。生産者や卸売業者、小売業者、消費者という各取引の中で、それぞれの取引段階での消費税の申告と納税が必要となります。消費者が店舗に納める消費税は消費者からの預り金ですので、確実に消費税として納税されることがこの制度の基本となります。

しかし現在の制度では、1年の売上が1,000万円以下の小規模事業者については、基本的に消費税の納税が免除されております。1,000万円超えの売上のある課税事業者におきましては、制度が始まったとしても事務が煩雑になることは考えられますが、納税額については大きな影響は見られないものと考えています。

しかしながら、小規模事業者1,000万円以下の免税事業者でございますけれども、インボイス適格請求書を発行する事業者になりますと、今まで免除されていた消費税の納税義務が発生するとともに、今まで免税事業者として預かった消費税を利益として享受できたものが、逆に納税する義務が生じるということになります。これが質問の中にあります新たな負担が増えるということであるかと思っております。

ただし、インボイス制度が始まって、この1,000万円以下の免税事業者については消費税の免除はされますので、インボイスを発行しない事業者として事業を営むことは可能ですが、現在も行われている税の仕入税額控除がインボイス制度によらないと、取引相手は税の仕入税額控除ができないこととなります。これにより、今まで取引事業者としてお付き合いできていたものが、取引の中止やインボイス発行事業者への登録を求められるということになり、小規模事業者にとっては影響が大きいものと考えております。

2点目から4点目についてご質問を一括でお答えいたします。

現在、シルバーの会員の方に支払われている配分金は、まさに消費税が賃金化して受け入れておられるのが実態のようです。ですので、現在、請け負っておられる賃金のままインボイス制度へ移行した場合には、消費税分を控除する必要が生じて、会員の方の実質賃金が減ることになります。これは働く意欲の減退につながる可能性もあります。

逆に、会員の賃金を確保した上で、インボイス制度に乗り消費税を納めることとなった場合には、発注者側の支払う金額は消費税分を値上げしなければ成り立たなくなり、そのような見積りの仕方が現在の取引事業者から了解が得られるのか、引き続き継続して仕事を発注してもらえるのか、シルバー人材センターとして不安を持たれているのは当然のことと思われまます。

議員質問にありますように、運営費の支援につきましては現在も運営補助金を交付しておりますが、現時点でインボイス制度による影響を緩和するための措置として消費税の不足分を税金を原資とした補助金で賄うような方法は適切でないと考えております。国が目指す最低賃金を底上げしたいという意向も考えたときに、やはり必要な賃金と消費税はきちんと見積み、発注事業者にご理解を頂きシルバー人材センター事業を進めていただくのが基本だと考えておりますが、今後どのような運営方針を公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会が打ち出すのかを注視しながら、その考えによっては町として支援をしていかなければならないと認識をしております。

4つ目のご質問の、町からの委託業務についても、金額だけで判断することなく、適正に発注してまいりたいと考えております。特に、町は免税事業者と同様に消費税を納める立場ではございませんので、必要な業務は今までどおり発注元としての確かな審査を行いながら、シルバー人材センターに発注を行う予定でございます。

5点目のインボイス制度における町の対応ですが、既に上水道、下水道事業については、インボイス発行事業者としての登録を済ませております。そのほか、町として仕入税額控除を受けるためのサービスとしては、コピー代や入館料、書籍の販売などが対象となり、制度が始まるのに合わせて事務手続が進められるよう準備をする予定でございます。また、多賀町に対して発行する各事業者からの工事等の請求書におきましても、上下水道事業などにおいて仕入税額控除を行う必要があることから、相手方事業者インボイス発行事業者であることを求めることとなると想定をいたしております。

以上、答弁とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） まずインボイスについて、私もいろいろ聞いてみましたら、なかなか分からないというのがほとんどの方でありました。そこで簡単に、今、副町長の説明もございましたように、今までですと、例えば1,000万円消費税払いましたと、帳簿さえあれば仕入れ時の消費税、例えば800万円だったら800万円引きますと、引いた残りの200万円を消費税として納める仕組みです。しかし、今回インボイス制度が導入されると、例えば売ったときの消費税が1,000万円ですと、ところがインボイスがないと仕入税額控除ができないので、1,000万円丸々消費税を払わんと、こういう仕組みなんです。簡単に言いますとね。副町長が言われたとおりです。これで、それじゃあインボイス発行したらええやないかということになるんですけども、しかしなかなか零細業者でインボイスを発行するとなると非常にいろんな問題があるというのは、私もうこのインボイス制度を勉強する中で思いました。そういったときに消費税、インボイス制度というのが中小零細業者にとっては本当に負担になると。それじゃあ課税業者にならなければいいんじゃないかというふうに言われる可能性もあるかもわからんけれども、取引業者が課税業者でないと取り引きしませんよと言われてたら、結局、非課税業者は排除されると、仕事ができなくなるというような非常に厳しい制度と

いうふうに思います。私は、そういう点でインボイス制度自体は非常に問題がある制度かなというふうに思いますので、その点押さえた上で質問をさせていただきたいと思います。

そこで、町としてどうなのかと。例えばいろいろ事例があると思います。水道事業会計、あるいは下水道事業会計とかいろんな特別会計、それから企業会計がありますけれども、例えば検針員が検針されると委託料を払われると。委託料について消費税がかかりますので、検針員は個人事業主になるわけですね。ですので、そういう方々が今度、非課税業者のまま町の仕事ができるのかというときに、町としてどのように対応されるのか、まずその点伺います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 質問にお答えをいたします。

上下水道、公営企業会計におきまして、例えば検針員の委託につきましては、当然、このインボイス制度におきましては、事業者という関係になります。となりますと、消費税をお支払いして、町としましてはその消費税を控除するというような、そういう制度になっていくかと思えますけれども、ただ、今、委託しておりますそういう個人の方々が個人事業者として消費税を申告していくという登録業者になれるかという、いかなるものかというふうに思われます。

したがって、その委託方法をどういうふうにしていくかという、今、検討をしております。例えばどこかの組織に加入をしていただいて、その組織を通じて委託、検針をしていただくというような方法が取れないかということ、今、検討しているところでございます。そうすれば、その委託事業者との関係で今後は的が絞れるというんですか、そういう取扱いができるかなというふうに思っておりますので、今のところそういう状況でございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今、例を申し上げましたけれども、例えば検針員とかそういう方は個人事業主になりますので、おそらく1,000万円以下、当然だと思います。そういう方々が、今度、仕事を続ける場合において、課税業者にならなければ、はっきり言うとその分を町が負担せんならんと、非課税業者のままでしたら駄目だと、インボイスが発行できませんので。そうすると、その方についてどうするのか。今、私、聞きましたら、4人ほどですか、検針員、そしてあといろんなほかの個人事業者かもわかりませんが、そういった方々に対してどのように説明されるのか。そして今現在、非課税業者との取引が何人というか、どの程度おられるのか。その辺はつかんでおられるのかどうかお聞きしたいと思います。そういう人が影響を受けるわけです。当然、その人らが免税業者のままで今までどおりですると、当然、町がその仕入税額控除ができないので、その税金分を結局、消費税として負担せんならんと。町の負担が増える。非常にもう難しい問題ですが、非課税業者では駄目ですよと、課税業者になってくださ

いと、インボイス発行してくださいと。そして、インボイスを発行できない業者いうか、例えば検針員は排除されるのかという話なんですわね、はっきり言うと。非常に厳しい選択を迫られるというのが、私、インボイスの非常に問題点かなと思いますので、その点についての対応はどのようにされるのか伺いたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えをいたします。

先ほど申しましたように、例えば1つの例として、そういう方々をシルバー人材センターの会員として登録をしていただいて、町はシルバー人材センターと契約するという方法もあるかなというふうに思います。それは1つの個人との関係を回避するだけでございますけれども、シルバー人材センターとはまだその辺の回避はできませんけれども、1つの例としてそうです。例えば、上下水道で取引というんか、請負業者との関係がございます。これは、あくまでも今後になりますと、個人事業者としてやっぱり登録をしていただかなければならないというふうに思います。そういう事業者の方は、当然、原材料やらの仕入れにおいてもそういうことがおそらく求められますので、町としましてもそういう方々の取引というふうになるかなというふうに思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それとあと考えられますのは、一般会計についてはインボイスの影響を受けないというふうに言われてましたけれども、ただ国のいろんな今の考えられるのは、例えばある方に聞きましたら、例えばまた中央公民館を利用しますと、使用料が当然かかるわけですね。例えばAさんが使用料を使ったと、その使用料についてインボイスを発行してくださいと町に言われたときにそういうことができるのかどうか、その辺はどうなんですか。例えばの例です。例えばそういう例があったときに、私インボイスが必要だということで、町がそのAさんに対して適格請求書を発行することができるのか、そういう制度になってるのかどうか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） お答えします。

当然、このインボイス制度が始まりますと、町もそういう部門、先ほどお答えもさせていただきましたように、入館料、使用料等についてはそういうことをしなければならぬとか言われておりますので、今年度中、その制度のためにいろいろと今まとめているというところがございます。当然、館を利用された方については、その請求書の中にそういう消費税価格が書いてないと会社としても控除ができないということが問われておりますので、町としてもその部分、先ほど例を申しましたけれども、そういう部分に関しての町の登録制はやっていかなければならないということがございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それからもう一つの、例えば水道料金とか下水道料金を徴収す

るわけです。そして、例えば大きなところだと、それに対して町がインボイスを発行してもらえませんか、ある使用者から、大きな会社から言われたときに、その場合にも町は発行する手続を取るといことなんですか。どのような形で仮に発行してほしいと、インボイスを発行してほしいと、例えば使用者の方から言われた、例えば会社とかそういうところだと思いますけれども、その場合はどういう手続をするのか。紙ベースで発行するのか、適格請求書を。どうなるんですか。その点についての準備とかはされているんかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） 町の上水道、下水道関係につきましては、登録をもう既に終えておりますので、後はその請求書にインボイス番号を今度は明記しなければならない。そして、消費税は食料品じゃありませんので10%、それは今までどおりやと思います。そういう請求書の様式を変えていかなければならないということは起こってまいります。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 分かりました。本当に私、いろんなことで調べてみますと、町の方もいろんな手続上の問題も出てくるし、システムの改修も当然せんなんののではないのかなと思いますけれども、その点の準備とかはされてるのかどうかという点と、それからついでにもう質問しますけれども、インボイス制度が実施をされる税収というのは私、調べてみましたら、ある資料によりますと、大体2,500億円程度だそうです。インボイス制度の実施により、それによって得られる税収というのが年間2,500億円程度だというふうに聞きました。それが正確な数字か分かりません。しかし、一方で、例えばある輸出する大企業には、その輸出還付金というのが入ってくるわけですね。ある企業、名前は言いませんけれども、ある大企業ですと、年間4,578億円還付されるそうです。ですので、本当にこのインボイス制度で多くの人々の関係者、取引の関係ですね、インボイスがなかったら取引しませんが言われたら本当に困るわけですよ。結局、取引先と仕事する人と、中小零細業者、フリーランスもそうだと思います。そういう方々のこの取引の関係でインボイス取れとか言われると、本当にもうぎくしゃくするというふうなことを考えられたときに、本当にこのインボイス制度が日本のため、中小零細業者のためだけではないかもわかりませんが、課税業者にとっても本当にいろんな問題が出てくるというのが予想されるというふうに私は思いますので、本当にこういう制度自体を町として、町はなかなか国に対してこういう制度をやめてくれとかいうことはできるかどうか分かりませんが、やっぱりそういう様々な問題点があるということ声を上げていただく必要があると思うんですけれども、その点について国に対してどのように、仕方ないというてあきらめるのか、こういう制度があるのでどうかやっぱりいろいろ考えてほしいとかいうことを国に対して言ってほしいと私は思うんです。そういう状況が今、来年10月から始まりますので、まだ時間がありますので、様々なことを考えたときに、本当に今のインボイス制度、今言いましたシルバー人

材センターの問題でもそうだと思いますけれども、本当にいろいろな問題が出てくるといふことだと思いますので、町として声を上げていただきたいと思っておりますけれども、その点についての見解をお聞きいたします。

○議長（松居亘君） 小菅副町長。

○副町長（小菅俊二君） このインボイス制度は、日本国内だけで完結する問題ではございません。当然、今ありましたけれども、輸入業者、輸出業者、これは国際的な取引の関係でも影響をしております。先進国でインボイス制度をやっていないのはアメリカと日本だけでございますので、やはり国際的に見ますと、やはり国としてもこのインボイス制度を導入していかなければならないというような状況にもなってるのかなというふうに思われます。これ、あくまでも消費税は国税でございますので、町税に関することでしたらいろいろご指摘もあるんですけど、国策で行っておられますので、私たちがこのインボイス制度の仕組みを研究する上で、どのように対応していったらいいのかなというようなことをしなければならぬのかなというふうには思っております。

また、システム改修につきましては、総務課長の方から申し上げます。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） ご質問、システム改修でございますが、先ほどからお答えさせていただいておりますように、対象がコピー代とか入館料とか書籍とか、そういうどちらかという行政の中でも細かい部分のことでございますが、その請求書に番号を入れる方法はシステム改修しなければならないのか、あるいはエクセルのようなものでできないのか、あと頻度の問題であるとか、それを今、研究しているところでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 全国の地方自治体からもこの意見書が出されておりますし、今現在、7月末現在で423自治体からインボイスに対する見直し、中止を求める見直しとか、これ議会ですけれども、出ておりますということをお知らせしておきたいと思っております。また次の機会に、これからまだ不明確な点もあると思っておりますので、不明確かどうか分かりませんが、まだ準備段階だと思いますので、意見を述べながら次の質問に移りたいと思っております。

次に、2点目のデジタル改革関連法による個人情報保護条例の改廃についてであります。

私も以前、この問題、デジタル改革関連法の問題について質問させていただきましたが、今回についてはデジタル改革関連法の個人情報保護条例の改廃というのが来年の4月からどうも行われるようです。指導されているようですので、急遽質問をさせていただきたいということでもあります。

デジタル改革関連法は、自治体の個人情報保護制度も含む共通ルールを規定いたしました。法による共通ルール化の目的は、オープンデータ化とオンライン結合を自治体に合わせることを目的としております。関連法にある匿名加工情報と個人情報の利活用等

の問題について、以下の4点について伺います。

①、今後の条例改正のスケジュールはどのようなのか。

②、個人情報保護条例改正等支援業務委託料、当初予算が245万円計上されておりますが、この予算執行と進捗状況はどのようになっているのか。

③、今後の改正による個人情報保護についての審議会に町民の意見は反映されるのか。反映されるつもりはないのか、併せて伺います。

④、多賀町個人情報保護条例第8条（特定個人情報以外の個人情報の利用および提供の制限）、次に第9条は電子計算組織の結合による提供の制限の改廃はどうなるのか。

以上、4点について答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

〔総務課長 石田年幸君 登壇〕

○総務課長（石田年幸君） 山口議員のご質問にお答えいたします。

ご質問のデジタル改革関連法は、流通するデータの多様化や大容量化の進展に伴いデータ活用が不可欠となっていることや、新型コロナウイルス対応においてデジタル化の遅れが顕在化したこと、また少子高齢化や自然災害などの社会問題の解決のためにはデータ活用が喫緊の課題であること、そしてデータ利用によるデータの悪用、乱用などの被害防止が重要になっていることなどを理由に、令和3年5月19日に6つの法律として公布をされました。多賀町におきましても、その交付に合わせて、令和4年3月定例会におきまして多賀町個人情報保護条例の一部について改正を行ったところでございます。

質問の1つ目から3つ目を一括でお答えをさせていただきますが、ご質問の今後の条例改正スケジュールでございますが、今年度予算化している個人情報保護法改正に伴う支援業務については、既に8月末に入札を終えまして業者の決定を見ております。今後は、デジタル改革関連法および個人情報の保護に関する法律の内容に照らし、多賀町の関係条例および規則を洗い出し、整合を図るための条例改正を行う予定でございます。主には多賀町個人情報保護条例の改正が中心となりますが、関連条例、あるいは規則等を含めておおよそ23本の改正を行う必要があるものと考えております。令和5年3月定例会での上程を想定して、現在、作業を進めております。なお、個人情報保護に関する審議会の開催や町民の意見の反映については、今年度は法律に合わせた改正を考えておりますので、内容については議会への提案のみでお願いをしたいと考えております。

4つ目の質問の8条、9条の改廃についても、今ほど申しましたとおり、今回の業務において法律の内容等を精査し、現在の多賀町個人情報保護条例の基本的な考え方を尊重しつつ、デジタル改革関連法および個人情報の保護に関する法律と照らし、内容の改廃を検討してまいります。今回の改正では、法律に規定されていないものについて条例等に規定していくということになりますが、その際にも、現在の条例の趣旨を変えることなく改正を行う予定でございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今の課長の答弁で、基本は変えないということであるならば私はいいかなと思いますけれども、ただ、今のデジタル改革関連法による個人情報保護条例の改廃については、今まで多賀町が出されたこの多賀町個人情報保護条例、これをリセットしてやり直して改廃ということだからということは何か国の方が指導しているようですので、その点について、今、課長の答弁であれば私はそれでオーケーかなと思いますけれども、国はどうもそうではなさそうで、基本的に今の多賀町、多賀町だけではありません、地方自治体の持つ個人情報保護条例が、どうもいろいろ問題、政府の考え方といわゆる邪魔になるみたいな感じなんです、はっきり言いますと。ですので変えよということだと思います。それはなぜかということ、私の判断ですけれども、例えばこの第8条から言いますと、本人の同意が要るんですね、個人情報を出す場合には。ところがこの政府が今、デジタル改革関連法をよく読むと、匿名加工情報という形になってるんです。匿名加工情報、それをそのまま読みますと、これ匿名加工ですので、個人情報が特定されないというような解釈になるんです。これ私の解釈で間違っているかもわかりませんよ。匿名加工情報であるが、本人の同意なしに第三者に対して、いわゆる情報を提供することができるんだという解釈だと私は、法律的な立場は、また弁護士ではありませんので分かりませんが、どうもそんな感じなんです。ですので、そこが非常に私は町民というか、個人情報保護のことから言えば非常に問題があるのではないのかなと。せっかくその個人情報保護条例というのが厳しくされているにもかかわらず、国が匿名加工情報であれば情報を外部に個人の意思にかかわらず出してもいいですよというような感じだと思いますので、その点についてどうなのか。ちょっと解釈の話ですけれども、見解を聞きます。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 最初の改廃のお話でございますけれども、私どもが今持っている情報では、法律に基づいて、その法律と合わない部分についての条例の改正ということは今現在考えております。個人情報保護条例でございますので、個人の情報をいかに守るかというその本質的な部分については、法律と齟齬がなければ現在の条例の内容を尊重していきたいというような内容でございます。

匿名加工情報の問題につきましては、おそらくデータを活用していこうというような国の意向やと思います。町が持っている個人情報を加工することによって、国のサーバーであるとか県のサーバーであるとかということから共有化して使って活用していこうということでもって、その受渡しには匿名であって加工もしなさいということが言われているんだと認識をしておりますが、誠に申し訳ないんですが、そこがまだこれからまさにコンサルも決まりましたので、その辺の指導も仰ぎながら対策を練っていきたいというようなところでございます。あくまでもただ個人情報の大切さということについて

は尊重していく必要があるということでございます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 地方自治体には介護とか子育てとか、また教育とか健康など、本当に膨大な個人情報があるわけですね。持ってるわけで、今、町民が安心してんのは、町がちゃんと個人情報を守ってくれると、この条例があるから預けているというふうに私は思っております。これが崩されて、例えば先ほど言いましたような、いわゆる多賀町の持っている個人情報が、匿名加工したとしても、それが外部に漏れる、利用されるということについて、非常に懸念が私はあると思うんです。

もう一つ、ここの多賀町個人情報第9条に、「実施機関は実施関係以外の者に対して、通信回線による電子計算機その他の情報機器の結合により個人情報を提供してはならない」と書いてるんですが、これ非常に大事なことだと思うんです。これをオンライン結合で、今度、情報連携、「オンライン結合を自治体に行わせ」と書いてあるんです、このデジタル改革関連法には。ここが非常に問題です。これもし結合したらどうなるかいうたら、外部に何ぼでも漏れるということ、私、専門家ではありません、分かりませんが、この第9条をごろっと変えてしまったら、おそらくいわゆる匿名加工情報がオープンデータ化されて、それがいわゆるデータ回線に乗って情報が洩れる可能性があるのではないかと。これを変えたいために、おそらくこの関係法令ができたのではないのかなと。私、ちょっとこの第9条を読ませてもらってそのように感じましたので、その点について町の考え方、見解、どのように思ってるんかお聞きしたいと思います。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） お答えをさせていただきます。

大変、議員おっしゃるように、第9条には結合してはならないというようなことが書かれておりますし、今ほどおっしゃったように、まさにここがポイントになるのかもしれない。ただ、先ほど申しましたように、まさにこれから検討を始めるというのが1つご理解いただきたいのと、併せて他の自治体、国・県からもいろんな同様の話が出てきて、ある一定の方向へ収束していくかと思っておりますので、それを見定めながら判断していきたいと思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） まだ今の仮定の段階でちょっとお答えがなかったもので、私もちょっとあれですけども、やはりどうもこのオープンデータ化といわゆるオンライン結合、おそらく私の判断ですと、地方自治体のイメージから言えば、多賀町の持ってる各個人情報をオンラインで結合させて、いわゆる国が必要なときに個人情報を吸い上げるというようなイメージのような感じもします、この関連法は。ですので、本当に町民の人がそれでいいのかと、やっぱり個人情報というのは非常に大事なものですので、多賀町民にとって、町民というか全ての住民にとって。ですので、そこまでやられて果たしていいのかどうか、そこまで踏み込むことが地方自治の侵害になるのではないかと、大き

く言えば。私はそういうふうに感じますので、その点についてやっぱり慎重に考えてもらう必要があるかなど、個人の尊厳というのはやっぱり非常に大事ですし、基本的人権を養護するのが地方自治体の仕事だと思います。国も当然ですけれども、私、その点非常に危惧をするわけですので、その点についてちょっとお聞かせを頂きたい。この点についてはまた条例が出た段階でいろいろあれですけれども、やっぱり条例を出すときに、やっぱりできるだけ住民に公開して、こうこうこうですよと今こそ説明責任が必要だと思うんですよ、個人情報に関することですので。ですので、やっぱりそういうことを総合的に鑑みて、やはり条例ができてもうこれでやりますということじゃなしに、こういう条例を作ろうと、大事なことですので、議会にもやっぱり十分諮っていただいて、今、11名の議員がおられますので、皆さんの意見も聞きながら、多賀町民の個人情報をしっかり守るという立場で条例の改正をしていただきたいということを申し添えたいと思いますけれども、答弁ございましたら、よろしくをお願いします。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 誠に勉強不足で申し訳ございません。ただ、第9条の2では法律上の定めがあって、「個人の権利、権益を侵害することが起こらないような場合には結合を認めていく」というような内容も書かれておりますので、その辺も併せて検討していきたいと思えますし、既に税情報であるとかいろんな個人情報も国・県等とつながっている情報もございますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思えます。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 今、課長は確かにそれは書いてますけれども、ただその場合でも審議会の意見を聴きと書いてるんですわ。審議会を開くんです、1回1回。「審議会の意見を聴いた上で、公益上必要があり、かつ個人の権利利益を侵害することがないと認めたときは電子計算組織の結合により個人情報を提供できる」と書いてあるんで、そこをもう少し理解してもらわんと、今の答弁では私は納得できないと思えます。まあまあそれはよろしいです。しっかりこの第9条を読んでもらいたいと思うんですよ。いちいちをそれで出すときに審議会を開くんですかということで、「審議会の意見を聴いて、公益上必要があり、かつ個人の権利、利益を侵害することがないと認めたとき」ですよ。かなり厳しいんです、これは、結合した場合でも。ですので、ここはやっぱりしっかり情報を扱う担当者にとっては、やっぱり厳しく見てもらいたいと私は思います。私、これは意見です。そういうことも言えるかもわかりませんが、そこはやはりこの条文をしっかり理解してもらって、これは町民の、国民の権利ですので、個人情報というのは守ってもらうことは。ですので、ちょっとそこは申し添えておきたいと思えます。以上、これでもし答弁がありましたらお願いします。なければ次に移ります。

○議長（松居亘君） 石田総務課長。

○総務課長（石田年幸君） 議員のおっしゃる個人情報の大切さというのは何も無いがしろにしているわけではございませんので、それはまたご理解を頂きたいと思えますし、

条文もきちっと勉強して進めたいと思います。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） それでは、3点目の質問に移ります。あと9分ですので、簡潔に質問したいと思います。持続可能な林業政策についてであります。

豊富な森林資源の活用と整備は、多賀町にとっての重要施策です。持続可能な林業政策について、以下の3点について伺います。

①、地域の活性化の観点からも、地域に定着し森林の環境を守りながら、経営的にも成り立つ林業政策の考えについて、どのように思っておられるのか伺います。

②、いわゆる自伐型林業、私も初めてこういう言葉を聞きましたけれども、この自伐型林業についてちょっとお聞きしたいと思います。自伐型林業というのは、適正規模の山林を確保し、毎年、間伐生産しながら長期的に経営を安定させる林業というふうに書いておりました。これ、ホームページを私も見ましたし、あちこちテレビでも放映されていまして、私、非常に関心の、多賀町にとって非常にこれはいい制度かなというふうに思いましたので質問させてもらいました。自伐型林業というのはそういうものがあります。そこで、その自伐型林業についての認識、多賀町としてのこういった制度の取組を進めていくのかどうなのか、考えをお聞きしたい。

③、森林環境譲与税の活用実績と今後の活用計画について伺います。

以上、3点について答弁を求めます。

○議長（松居亘君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 議員ご質問の持続可能な林業についての1点目、森林の環境を守りながら経営的にも成り立つ林業の政策の考えについてのご質問にお答えします。

この議員からのご質問は非常に重要な課題として認識しておりますが、多賀町では平成24年度より、森林組合や製材業、工務店など、森林ビジネスにおける町内の川上から川下における事業者と協力を頂き、森林資源循環システム構築に係るワーキンググループを設立し、現在に至るまで、林業および木材産業の再生による地域活性化に取り組んできました。

その間、新中央公民館をはじめとする公共建築物への木材利用などを行ったほか、令和2年度からは2度目の地方創生推進交付金を活用し、林業の収益性を高めるため、町内に原木土場や高性能林業機械の整備などの取組を行っております。また、町産材を用いた商品開発にも取り組んでおり、伐採し、製材、加工、販売するといった6次産業化も考えております。

このほかにも、境界明確化を推進することにより、大規模に施業することで収益性を高め、森林所有者に利益を還元するなど様々な取組を重ねながら、経営的にも成り立つ林業にしていきたいと考えております。

また、先日開催されました首長会において、搬出間伐だけでなく、皆伐、再造林を進

めることが木材利用につながるとともに、二酸化炭素の固定化が図れることから、林家でも皆伐、再造林しやすい仕組みを県と各市町が連携して構築することの必要性を提案し、意見交換をしてみました。

この取組により、林齢が平準化されるだけでなく、議員のご指摘の持続可能な森林が維持され、林業経営の安定だけでなく、ひいては若手林業後継者の育成にもつながり、地域活性化がより加速するものと考えております。

2点目の自伐型林業の認識と取組の考えはについてであります。

自伐型林業は、山林の所有の有無、あるいは所有規模にかかわらず、森林の経営や管理を自らが行う自立、自営的な林業のことを言い、参入障壁が低いことや兼業も可能なことなどを考えると、新たな生業スタイルとして成り立ち、定住・移住策にもつながるのではないかと思います。このことから、各自治体では、自伐型林業を推進しているところも多く、自伐型林業に特化した地域おこし協力隊の導入を実施されているところもございます。

先日、多賀町林業ワーキンググループのメンバーと町内にゆかりのある若手林業家の方々と活発な意見交換を行いました。多賀の山のことを真剣に考える情熱を持った若者が多く育っていることを、本当にうれしく感じたところです。このように、若手林業が育ってきている状況でもありますので、今のところ外部人材を積極的に活用した自伐型林業を推進する結論には至っておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、経営的に林業を成り立つようにするには、自伐型林業以外に、製材や加工も含めトータル的に施策を行う必要があると考えておりますので、地域の活性化の観点も併せて、製材や加工分野での地域おこし協力隊の導入などを検討してまいりたいと考えております。

3点目の森林環境譲与税の活用実績と今後の活用計画はについてであります。

森林環境譲与税については、市町村および都道府県が実施する森林の整備およびその促進に関する施策の実施のために交付されるものであります。令和元年度から交付されているものであります。令和元年度は多賀町では948万7,000円、令和2年度2,016万2,000円、令和3年度は2,024万3,000円の交付を受けております。

活用実績といたしましては、各年度とも造林事業をはじめ、搬出間伐、そして放置林境界明確化事業など、森林を適正な状態に整備するために活用するほか、木育事業、林道の維持管理事業などにも有効に活用させていただいております。

このほか、令和4年度からは、新たに大滝山林組合が実施する森林整備事業についても活用を予定しているところであります。また、活動計画につきましては、毎年交付される額をあらかじめ把握し、次年度の予算策定時にどれだけの譲与税が交付され、当町の森林整備や木材利用の推進に投下できるか試算を行うなど、計画かつ有効に活用できるよう取り組んでおります。以上です。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 再質問します。3点ほど行きましたけど、まず自伐型林業について、私もこれあるテレビの番組とか、NHKで確かやってたと思います。実は見てまして、本当に多賀町にひょっとしてこれ適正な山の活性化も含めていいかなと。私も自伐型林業はあまり知らなかったんですけども、テレビ見て、ああこういうことで活性化を図っているのかなと、また森林資源を守っているのかなということを思いましたので質問させていただいたわけであります。確かに今、町長が言われたように、皆伐も必要かも分かりません。それは木材を供給するためには、皆伐する。ただ、私も山に住んでおりますので、以前は、昔は今で言う自伐型林業やったんです、というような感じだと思います。山の間伐材を切って持って帰って、木が高く売れましたので、それで生活ができたという、条件は全然違いますけれども、やっぱりそういう見直しがされてきた、そういうことが山にとっても環境保全にとっても大事なかなということを、この自伐型林業というのはあるのかなと。この自伐型林業というのは、ご承知かも、町長もご存じだと思いますけれども、いわゆる昔の間引きですわ。昔は間伐言わずに、間引き言うてましたわ。木を間引くわけです。どこの木を残すのか、どこの木だけを切るのかというのを見て、それで間伐するわけですね。それで持って帰って、その木を売るわけです。そのサイクルがあるわけですね。しかも、小さな林業ですので、個人1人か2人が行って、山のこれくらい1、2mぐらいですか、ところの林道を使って、テレビでやってたのは2mちょっとぐらいの林道をがやがやとしゃべりもって、そして作業道をこしらえて、そしてこの木は切る、この木は切らないとやりながらやってる、そういう林業ですわ。確かに今、大体50年生が多いです。50年から60年ぐらいが多いです。ですので、この自伐型林業をやることによって100年ぐらいかかる木を育てるといことも言われてました。私、非常にこれ持続可能な林業のやり方かなというふうに思いましたので、やっぱり多賀町でもぜひそういうことを一遍取り入れてもらって、自伐型林業といわれるそういう小さな林業を何とか育ててもらえんのかなと。あるまちでは、林業の地域おこし協力隊を受け入れて、そして自伐型林業をやっていくところもあると。テレビでは確か高知県の佐川町いうんですかな、それから私もちょうど途中で智頭町も行きましてわね、確か視察に。あそこもどうもそういうことをやっているようでありますので、そういう先進事例もちょっと参考にしながら、多賀町でも何とかこういった自伐型林業というようなものを取り入れて、そちらの方向に林業政策を展開できるといいのかなと思いましたが、もう先ほどの町長の答弁では、今のところは考えてないと言われたけれども、やっぱり検討してもらふ余地はあると思うので、ちょっと研究してもらふということではできないんですか。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

今の山口議員が言われるような自伐型林業、多賀町でも今やられてます。今、役場で

も木材のコピー紙を活用してるんですけど、k i k i t oという団体があります。いろんなところから木材を集めて、それをコピー紙に、木材を加工して各市町にも販売しておられます。このk i k i t oが木材の買取り、多賀町でも年何回か市を開いてやっておられます。そのときに、多賀町の林家、個人の山林所有者が間伐した木材とか山の不要になった木材とか、この市が開かれるまでに集めて、それをこのk i k i t oが開催される木材市に出しておられます。これも何年もしておられますので、そういうような取組も自伐型林業の1つであるのではないかと、竹内さん、そう思いますけど、そうですね。と思います。多賀町でもそういうような取組はされていますので、しっかりとやはり個人の林家が自分の山を整備する、それを販売できる、そういうような仕組みもk i k i t oがつくっていただいていますので、これはひとつご理解を頂きたいと思います。

もう一つ、自伐型林業、これを大きくした形が、今言いました若い世代が山の森林整備、どちらか言うたらもう年配の方より若いの方が、これも若い方、もう20代、30代の方が中心に、それも多賀で10名ぐらいの方が力を尽くしていただいております。その人のやってるのも自伐型林業を大きくした形の林業スタイルになるのかなと思っております。多賀町だけでなく滋賀県、そしてよその地域でも行ってまで森林整備、それを仕事にして頑張っておられますので、そういう若手林業者をしっかりと多賀町としても協力して育てていく必要があると私も思っていますし、これから多賀町でも搬出間伐、そして皆伐もこれは全然今まで、ここ二、三十年、40年以上、皆伐が行われてないんですわ。そういうような皆伐もやらず健全な森林にはなりませんので、こういうような皆伐するような、再造林するときにもこれから若手林業家の皆さんにもご尽力いただければならないと思っています。それにまた、それに木が出ることに伴う加工販売、そういうようなところにも力を尽くしていく必要があると思っています。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 確かに、林野庁は皆伐は進めていることは事実なんです。皆伐して、林業の成長産業化いうてやってるんですわ。林野庁の方針としてもやってるんです、それは。それも確かに必要やと思いますよ。必要やと思うんやけども、ただ私言いますのは、木材供給するためには、それは大量の木材が供給できますので、それは大事ですよ。しかし、先ほど言いましたような、そういうちっちゃな林業ですね。そのことによって多賀町の林業を持続的に可能な林業にしようと思うと、そういう方式というのは非常にこの多賀町の林業にとっては大事ななということで提案というか質問させてもらったということでもあります。確かに皆伐をやりますと、やっぱり全部切ってまた再造林するということになると、かなりコストもかかるということだろうと思いますので、私は、もちろんそれも必要な場合が出てくるかもわかりませんが、やはり搬出間伐をやって繰り返し山を守っていくような、そういう林業政策にもやっぱり町として、今、町長はやっておられると聞きましたけれども、町としてもう少し力を、支援をしていただきたいということで質問させていただいたわけでありまして、その点について、

やっているとということであるならば、ちゃんと予算も付けて、あるいは地域おこし協力隊とかいうのももしできるようなものであるならばやってもらおうと、林業者の育成の問題も含めてやっていただきたいということで提案を、質問をさせていただいたということであります。

作業道の問題についても、やはりあまり大きな作業道を造ると山崩れが起こるんですよ。ですので、やはりちっちゃな小型の機械が入る、あるいは小型トラックか軽トラが入るような林道で崩れにくい作業道の整備も、やっぱり山のダメージを最小限に押さえるためにも、私は災害の起こりにくい山づくりになるのではないのかなと。これが自伐型林業の1つのあれかなと思いますので、その点についてちょっと専門的なことは分かりませんが、そういう方向性の林業政策の転換というか、そちらの方にも積極的に関わっていただきたいということで質問させていただいたということであります。

○議長（松居亘君） 久保町長。

○町長（久保久良君） お答えします。

多賀町は今、間伐、切捨て間伐も含めて、大体80から100haやっています。やはりこれくらい森林整備をしないと、健全な森林の育成ができません。今、山口議員が言われるような自伐型林業、そして軽トラ2トンのトラックぐらいで山から木を出して、そして林業の整備を進めていくのでは、多分10町歩もでけへんかなと思います。やはり1年で10町歩ぐらいの整備をしても林業従事者は生活できませんし、こういうふうな片手間でやっておられる方がするんならそれでできるか分かりませんが、やはり林業従事者で生活するには、やはりそこそこの70、80、100haの、多賀町でもそのぐらいの林業面積を整備する必要があります。そして、そのぐらいの整備することが健全な林業育成につながると思っておりますので、そこら辺のところはもう少しご理解を頂きたいと思っております。

○議長（松居亘君） 山口議員。

○10番（山口久男君） 私はそれだけをやれと言よんじやなしに、それもそういうような林業を多賀町が取り入れてやるということも必要かなと。もちろん、木材を供給せんならんとか、あるいは再生林も必要ですよ。それは必要やけども、そういう小さな自伐型林業的なものを多賀町で取り入れてもらおうと。今、町長がいみじくも言われた片手間と、兼業的にもやってもいいと思うんですよ。何かを持ちながら、土曜日とか日曜日、1週間にうち2回、3回山に入ってもらって、そういう自伐型林業と言われるような林業に加わってもらおうという人も必要かと思うんですよ。そのことによって山村地域の活性化にも私はなるかなと。私も山へ長いこと住んでおりますので、山の景色をいつも見えますけれども、やっぱりそういうやり方も多賀町にとって必要というふうに私は思いますよ。そのために町として何らかの支援ができないのかということであって、そういう方法が持続的に進められるし、山村の活性化にもなるのかなと。ずっと確かにこれだけで飯が食えるかいうたらなかなか難しい。サラリーマンが例えば1

週間のうち1回か2回、ちょっと山の勉強してもらって、木を切ってもらって、そういうことで少しでも小遣い稼ぎいとおかしいけれども、兼業としてやっていくような山ということ、私はそういうことを提案しておりますので、ぜひその点についてご理解を頂いて林業政策を進めていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（松居巨君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日の再開は午前9時30分とし、本日に引き続き一般質問を行います。

本日はこれをもって散会します。

（午後 2時02分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 松 居 亘

多賀町議会議員 大 橋 富 造

多賀町議会議員 山 口 久 男